

ガバナンスを通じたSDGsへの貢献













- 58 コーポレート・ガバナンス
- 78 内部統制
- 80 リスクマネジメント
- 83 コンプライアンス
- 86 内部通報制度(スピークアップ制度)
- 91 腐敗防止
- 94 税の透明性
- 96 レスポンシブル・ケア
- 104 サイバーセキュリティ



コーポレート・ガバナンス

住友化学は、従来コーポレート・ガバナンスの向上に尽力してきましたが、コーポレートガバナンス・コードへの対応はもち ろんのこと、ガバナンスの一層の向上を目指し、指名・報酬を含む会社の統治機構や実効性の高い取締役会のあり方など、 継続的に改善に取り組んでいます。

基本的な考え方

住友化学は、約400年続く住友の事業精神を継承し、自社の利益のみを追わず事業を通じて広く社会に貢献していくと いう理念のもと、活力にあふれ社会から信頼される企業風土を醸成し、技術を基盤とした新しい価値の創造に常に挑戦 し続けることで、持続的成長を実現していきたいと考えています。その実現に向けて、実効性の高いコーポレート・ガバ ナンスを実現することが重要であると考え、株主を含めさまざまなステークホルダーとの協働、意思決定の迅速化、執行 に対する適切な監督、コンプライアンス体制および内部統制システムの充実・強化、ステークホルダーとの積極的な対話を 基本とし、次の方針に則って、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に取り組んでいます。

- 当社は、株主の権利を尊重するとともに、株主の円滑な権利行使を実現するための環境整備ならびに株主の実質的な 平等性の確保に努めます。
- 当社は、会社の持続的成長には、株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとするさまざまなステークホル ダーとの協働が必要不可欠であるとの認識のもと、積極的に企業の社会的責任を果たしていくとともに、社会から信頼 される企業風土の醸成に努めます。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行うための基盤作りの一環として、信頼性が高く、かつ利用者にとって有 用性の高い情報の提供に努めます。
- 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外役員の役割を重視しつつ、変化する社会・ 経済情勢を踏まえた的確な経営方針・事業戦略を示すとともに、業務執行に対する実効性の高い監督を実施するなど、 取締役会の役割や使命を適切に履行します。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努めます。

住友化学コーポレートガバナンス・ガイドライン

https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/files/docs/governance.pdf 🗗

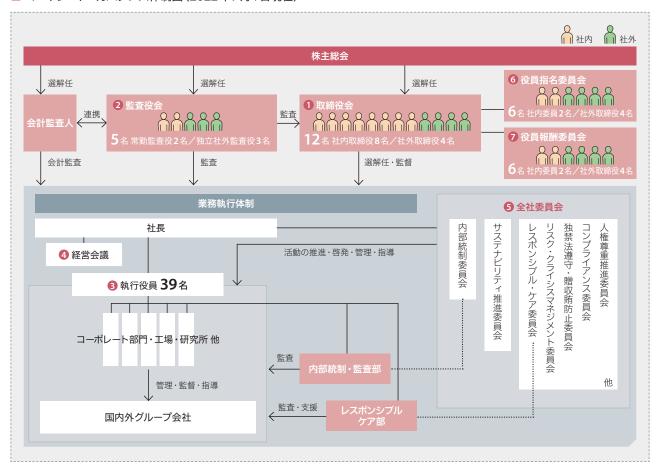
■ コーポレート・ガバナンス強化の歴史

年月		主な取り組み	役員構成	役員指名	役員報酬	その他
2003年	6月	執行役員制度 導入(取締役を25名から10名に減員)				•
2005-	7月	コンプライアンス委員会 設置				•
2004年	6月	役員退職慰労金制度 廃止			•	
2007年	5月	内部統制委員会 設置		-		•
	9月	役員報酬アドバイザリーグループ 設置			•	
2010年	9月	役員指名アドバイザリーグループ 設置				
2011年	11月	独立役員の指定に関する基準 制定		•		
2012年	6月	社外取締役1名選任				
2015年	6月	社外取締役3名選任(2名増員)				
	10月	役員報酬アドバイザリーグループに代え、役員報酬委員会 設置			•	
		役員指名アドバイザリーグループに代え、役員指名委員会 設置		•		
2016年	12月	住友化学コーポレートガバナンス・ガイドライン 制定				•
2018年	6月	社外取締役4名(うち1名は女性)選任(1名増員)				
2021年	6月	社外取締役比率3分の1以上の取締役会構成				
2022年	6月	社内取締役および執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度導入			•	

コーポレート・ガバナンス

現在のコーポレート・ガバナンスの体制

■ コーポレート・ガバナンス体制図 (2022年7月1日現在)



機関構成

1 取締役会

住友化学の取締役会は、法令、定款、取締役会規程などに基づき、経営方針、事業戦略、経営上の重要事項を決定するとと もに、各取締役などから職務の執行状況、財政状態および経営成績などの報告を受け、取締役などの職務執行を監督して います。

また、毎年、取締役会の実効性について分析・評価し、その結果をフォローアップすることによって、取締役会の実効性 の確保・向上に取り組んでいます。取締役は、役員指名委員会の答申を受けて取締役会で候補者が指名され、毎年1回株 主総会において選任されます。

■ 取締役会の概要 (2021年度 13回開催)

議長	取締役会長	取締役会長は執行役員を兼務していません。
人数	12名	社外取締役比率3分の1以上の取締 役会構成となっています。
開催頻度	原則毎月1回	必要に応じて臨時取締役会を開催し ています。
取締役の任期	1年	取締役の経営責任とその役割の明確 化を図るため、任期を1年に設定して います。

■ 取締役12名の内訳



※ 一般株主と利益相反を生じない独立社外取締役



コーポレート・ガバナンス

■ 2021年度の取締役会において議論された主な事項

- 決算、配当、資金調達
- 中期経営計画、経営戦略、サステナビリティ、取締役会の実効性評価
- 研究開発、デジタル革新、IT化推進関連
- 内部統制、レスポンシブル・ケア、リスクマネジメント、コンプライアンス関連
- 指名、報酬、重要人事、人材の採用・育成
- 監査役、会計監査人関連
- 重要投資案件の進捗状況
 - ・ニューファーム社南米事業買収
- •ロイバント社との戦略的提携
- ペトロ・ラービグ社の関連案件

など

- スの仏
- 上場子会社の事業運営上の重要事項
- カーボンニュートラル戦略

など

2 監査役会(2021年度 14回開催)

住友化学は監査役制度を採用しており、監査役5名により監査役会が構成されています。各監査役と監査役会は、取締役の職務執行を法令と定款に従い監査することで、当社のコーポレート・ガバナンスの重要な役割を担っています。監査役会は、原則毎月1回開催され、コンプライアンスに関わる重要な情報を含めタイムリーな情報把握に努めています。

常勤監査役および社外監査役は、取締役会と監査役会に出席し、内部統制・監査部、業務執行部門および会計監査人から適宜報告および説明を受けて監査を実施しています。上記に加え、常勤監査役は内部統制委員会をはじめとするほぼ全ての社内の重要会議に出席しています。

監査結果および社外監査役からの客観的意見については、内部監査、監査役監査および会計監査に適切に反映し、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

また、監査役室を設置し、監査役の指揮を受け、その職務を補佐する専任の従業員を配置しています。

■ 監査役5名の内訳



経営上の意思決定・執行および監査に関する経営管理組織

動執行役員

住友化学は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。その任期については1年としています。

■ 執行役員39名の内訳(2022年度)

	男性	女性	合計
日本人	35	1	36
外国人	3	0	3
合計	38	1	39



4 経営会議

経営会議は、取締役会に上程される議案や報告事項を含め、経営戦略や設備投資などの重要事項を審議する機関として、 経営の意思決定を支えています。構成員は、重要な経営機能を統括もしくは担当する執行役員、常勤監査役および取締役 会議長とし、原則として年24回開催されています。

5 全社委員会

住友化学は、当社ならびに当社グループの経営に関わる重要事項について、広範囲かつ多様な見地から審議する社内会 議(委員会)を設置しています。そして、同会議の内容を取締役会へ適宜報告し、取締役会より必要な指示を受けること で、業務執行や監督機能などの充実を図っています。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、レスポンシブル・ ケア委員会などには、常勤監査役もオブザーバーとして出席しています。

当社は、サステナビリティの推進をグループ全体にとっての中核課題と位置づけています。2018年からは、サステナビ リティの取り組みをさらに強化するため、サステナビリティ推進委員会を設置しました。また、レスポンシブル・ケア委員 会では気候変動問題をはじめとする環境問題への具体施策の検討を行っています。さらに、人権尊重の取り組みをより 一層推進するため、2019年度に人権尊重推進委員会を設置しました。

■ 各種委員会の概要と開催実績

名称	概要	2021年度開催実績
内部統制委員会	内部統制システムの構築・充実のための諸施策を審議し、その実施状況を監督することで、 住友化学グループにおける内部統制システムの不断の充実を図っています。	3回
サステナビリティ推進委員会	中長期的な環境・社会課題を、リスクと機会の観点から総合的にとらえ、当社グループの サステナビリティへの貢献を加速する策を提言しています。	2回
レスポンシブル・ケア委員会	気候変動問題など、レスポンシブル・ケア(安全、健康、環境、品質)に関する年度方針や中期 計画、具体的施策の策定や、実績に関する分析および評価などを審議しています。	1回
リスク・クライシス マネジメント委員会	地震災害や異常気象による風水害、パンデミック、治安悪化など、個別のリスク・クライシス の対処方針などを審議しています。	10回*
コンプライアンス委員会	グループコンプライアンス方針および活動計画の審議、ならびに内部通報などへの対応および活動実績など、コンプライアンス体制の運営状況に関する審議をしています。	1 🗆
人権尊重推進委員会	人権に関する啓発の推進および住友化学グループを含めたバリューチェーン全体における人権の尊重に関する施策の立案・実行をしています。	10

⁽注)各委員会とも、特定の重要テーマに関する分科会や事務局会議などを別途開催

[※] 新型コロナウイルスの感染防止対応を審議したため、例年より回数が増加



役員指名および報酬

6 役員指名委員会

経営陣幹部*の選任、取締役および監査役の指名に関する取締役会の諮問機関として役員指名委員会を2015年10月に 設置しました。 同委員会は、毎年1回定期に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。 取締役を構成員(過半数 は社外取締役)とする同委員会が役員の選任に際して取締役会に助言することで、役員選任の透明性と公正性のより一 層の確保と役員選任手続きの明確化を図っています。

※ 専務執行役員以上の役位の執行役員および社長執行役員の直下で一定の機能を統括する役付執行役員

7 役員報酬委員会

取締役や執行役員の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関として、 役員報酬委員会を2015年10月に設置しました。同委員会は、毎年1回定期に開催されるほか、必要に応じて随時開催さ れます。取締役を構成員(過半数は社外取締役)とする同委員会が、役員報酬制度や水準などの決定に際して取締役会に 助言することで、その透明性と公正性を一層高めています。

また、取締役会の授権を受け、経営陣幹部、取締役の個人別報酬額を「経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針」に基 づき決定します。

■ 役員報酬の内容(2021年度)

(名) (百万円)

	(1)			(口1711)
役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
仅貝匹刀	貝奴	貝奴 牧団寺の秘観		賞与 (業績連動報酬)
取締役(うち社外取締役)	13(4)	839(80)	588(60)	252(20)
監査役(うち社外監査役)	5(3)	120(42)	120(42)	_
合計	18	959	708	252

(注)上記の員数および報酬等の総額には、当期中に退任した取締役1名を含む

■ 両委員会の構成と2021年度の出席状況(出席回数/開催回数)

		役員指名委員会	役員報酬委員会
代表取締役会長	十倉 雅和 (委員長)	3/3回(100%)	3/3回(100%)
代表取締役社長	岩田 圭一	3/3回(100%)	3/3回(100%)
社外取締役	池田 弘一	3/3回(100%)	3/3回(100%)
社外取締役 :	友野 宏	3/3回(100%)	3/3回(100%)
社外取締役	伊藤 元重	3/3回(100%)	3/3回(100%)
社外取締役 :	村木 厚子	3/3回(100%)	3/3回(100%)

■ 両委員会の主な活動内容(2021年度)

役員指名委員会	・2022年度の役員体制に関する審議
役員報酬委員会	・役員賞与に関する審議・役員報酬制度の見直しに関する審議・「経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続き」 の改訂に関する審議



■ 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き

選任方針 選任手続き □ 的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点から、 方針に則り、経営陣幹部、取締役および 代表取締役による 人選 業績、知識・経験、人格・識見などを総合的に勘 監査役候補とするにふさわしい人物を 案し、それぞれの責務にふさわしい人物を人選し 人選します □ 当社が定める基準に従い、一定の年齢に達した場 合は、当該任期終了とともに退任することを原則 人選結果について審議を行い、 役員指名委員会の 取締役会へ助言を行います □ 社外取締役および社外監査役候補の指名にあたっ ては、当社取締役・監査役としての責務を適切に 果たすことのできるよう、当該候補者が他の上場 ● 役員指名委員会の助言をふまえて 会社の役員を兼務する場合は、当社を含めて5社 取締役会の決議 審議を行い、決定します 解任方針・手続き □ 経営陣幹部に不正、不当もしくは背信を疑われる行為があっ たとき、その他経営陣幹部としてふさわしくない事由があっ たときは、取締役会で審議し、決定します

■ 役員報酬※

1. 役員報酬の基本方針

ます

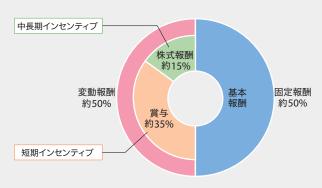
とします

以内を目処とします

- (1) 経営陣幹部および取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、変動報酬としての 「賞与」および「株式報酬」から構成されるものとします。また、社外取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」 から構成されるものとします。
- (2) 「基本報酬」は、経営陣幹部および取締役の行動が短期的・部分最適的なものに陥らぬように、職務の遂行に 対する基礎的な報酬として、役割や職責に応じた設計とします。
- (3)「賞与」は、毎年の事業計画達成への短期インセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績を強く反映 させるものとします。
- (4)「株式報酬」は、株主との一層の価値共有を推進するとともに、会社の持続的な成長に向けた中長期インセン ティブとして機能するよう設計します。
- (5) 報酬水準については、当社の事業規模や事業内容、ESGなどの非財務的要素も含めた外部評価等を総合的に 勘案するとともに、優秀な人材の確保・維持等の観点からの競争力ある水準とします。また、その水準が客観 的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。
- (6) 中期経営計画(2022~2024年度)最終年度の連結業績目標(コア営業利益)を達成した場合、取締役(社外取 締役除く。)の報酬構成は、固定報酬と変動報酬の割合が概ね1:1、変動報酬における短期インセンティブ(賞 与)と中長期インセンティブ(株式報酬)の割合が概ね7:3となるよう設計します。

[※] 執行役員の報酬についても、同様の考え方で決定しています

〈取締役(社外取締役除く)の報酬構成イメージ〉



※ 中期経営計画 (2022~2024年度) 最終年度の連結業績目標 (コア営業利益) 達成時

2. 各報酬要素の仕組み

(1) 基本報酬

基本報酬は、前述の1(5)~(6)の方針に基づいて、その水準を決定します。

基本報酬は各年単位では固定報酬とする一方、「成長」、「収益力」および「外部からの評価」等の観点から総 合的かつ中長期的にみて当社のポジションが変動したと判断しうる場合は、報酬水準を変動させる仕組みを 採用します。

ポジションの変動を判断する主な指標は、①「成長」の面では売上収益、資産合計、時価総額、②「収益力」 の面では当期利益(親会社帰属)、ROE、ROI、D/Eレシオ、③「外部からの評価」の面では信用格付やGPIF(年 金積立金管理運用独立行政法人)が選定したESG指数を適用することとします。

なお、各人の支給額は、役位別基準額に基づいて決定します。

(2) 賞与(短期インセンティブ)

賞与は、当該事業年度の業績が一定以上となった場合に支給することとし、賞与算出フォーミュラに基づい て決定します。

賞与算出フォーミュラに係る業績指標は、財務活動も含めた当該年度の経常的な収益力を賞与額に反映さ せるため、連結のコア営業利益と金融損益の合算値を適用します。また、算出フォーミュラの係数は、上位の 役位ほど大きくなるよう設定します。

〈賞与算出フォーミュラ〉

連結業績指標(コア営業利益+金融損益)

社会



(3) 株式報酬 (中長期インセンティブ)

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、役位別に定めた額に応じた譲渡制限付株式を毎年定時株主総会後の 一定の時期に割り当て、在任中はその保有を義務付けます。また、総報酬に占める株式報酬の割合は、上位の 役位ほど大きくなるよう設定します。

〈譲渡制限付株式報酬制度の概要〉

① 譲渡制限期間

当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任するまでの間

②譲渡制限の解除

対象者が、任期中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位に あったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制 限を解除する。

ただし、a) 当該対象者が正当な理由により、任期が満了する前に当社の取締役又は取締役を兼務 しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合、又は、b)当該対象者が任期の満了後においても、 譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役及び取締役を兼務しない執行 役員のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を 解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③ 株式没収条件

対象者が、法令、社内規程等に重要な点で違反したと認められる場合は、譲渡制限が既に解除され たものも含めて、割当株式はすべて没収する(当社が無償で取得)。

3. 役員報酬決定の手順

当社は、経営陣幹部および取締役の報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締 役会の諮問機関として「役員報酬委員会」を設置しています。本委員会は、取締役を構成員(過半数は社外取締役) とし、役員報酬制度や水準等の決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めること を目的としています。

取締役の報酬は、2006年6月23日開催の第125期定時株主総会の決議によって定められた報酬総額の上限額 (年額10億円以内)の範囲内において決定します。また、取締役(社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式を 付与するために支給する報酬額については、2022年6月23日開催の第141期定時株主総会の決議によって定め られた上限額(年額4億円以内)の範囲内において決定します。

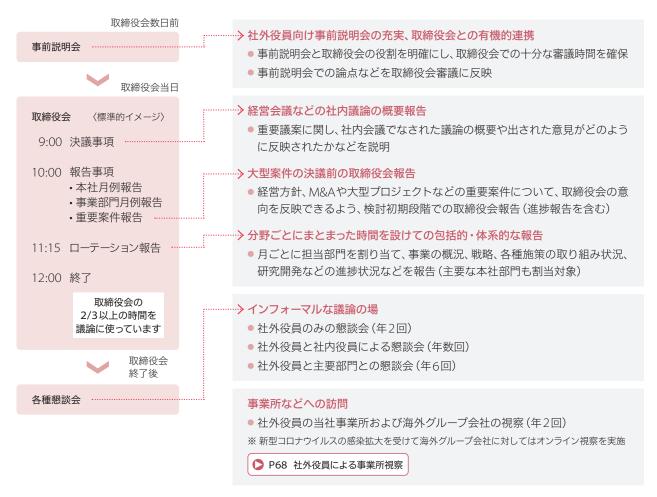
取締役会は、役員報酬委員会からの助言を踏まえ、役員報酬の決定方法を審議、決定します。なお、経営陣幹部 および取締役の個人別報酬額は、取締役会の授権を受けた役員報酬委員会が、「経営陣幹部、取締役に対する報 酬決定方針」に基づき決定します。



実質面でのコーポレート・ガバナンス強化の取り組み

取締役会の運営方法の見直し

住友化学は、取締役会のモニタリング機能の一層の強化および経営の透明性・客観性のさらなる向上などを主な目的とし て、2015年度に取締役会の運営方法やコーポレート・ガバナンスに関する諸施策を抜本的に見直しました。その際、特に 重要視したのが社外役員機能の最大限の活用で、その実現のためには、社内役員と社外役員の情報の非対称性を縮小さ せることが必要不可欠であるとの考えのもと、各種施策を講じてきました。その後も毎年さまざまな改善を重ねた結果、 取締役会およびその前後の会議体の運営は下図のとおりになっています。



このような見直しにより、取締役会は年々活性化しており、その結果、所要時間は着実に増加しています。

■ 取締役会の平均所要時間





社外役員の監督・アドバイザリー機能の活用

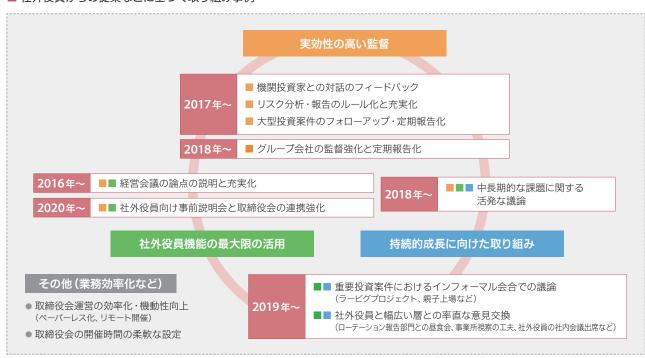
取締役会の運営方法見直しなどの取り組みを進めた結果、社外役員から、住友化学の取締役会は自由闊達で建設的かつ 活発な議論が行われているとの評価を受けています。また、取締役会および取締役会の実効性評価に関する社外役員 懇談会の中で、取締役会の運営方法、社外役員のサポート体制、各種コーポレート・ガバナンスの改善施策などについて、 社外役員から数々の指摘や助言をいただいています。

具体的な事例は、以下のとおりです。

Case 1 懇談	《会方式の議論	重要な意思決定が求められる案件があった際、社外役員から「インフォーマルな会議体で経営陣の率直な考えを聞きたい」との申し入れがあり、懇談会を設定しました。当該会合で忌憚の無い意見交換をした結果、本案件における社内外の役員のベクトルが合致し、その後の取締役会の議論も一層活性化し、適切な経営判断につながっています。この案件以降も、定期的にこのような懇談会方式の議論の場を設定しています。
Case 2 フォ	案件の ローアップと -プ会社の監督	「取締役会で決議された投資案件が、計画通り進展していない」との報告を行った際、社外役員からよりタイムリーに報告をして議論をすることの重要性についてご指摘を受けました。その後は、悪い情報は少しでも早く報告するとのスタンスのもと、大型案件のフォローアップやグループ会社の監督の取り組みを強化しています。
Case 3 取締 効率	第役会運営の 逐化	他社の役員を兼務している社外役員から、他社での取締役会のIT化の取り組みについてご紹介があったことを受けて、取締役会の運営方法を見直し、ペーパーレス会議システムの導入や遠隔地出席の環境整備を行いました。これにより、取締役会の準備などの業務効率が向上するとともに、より機動的に会議が開催できるようになりました。
Case 4 社員	との交流	幅広い層との対話を求める社外役員からの要望を受けて、ローテーション報告部門との懇談会や事業所視察時での 若手社員からのプレゼンの場などを設定しました。社外役員が社員の生の声を聞くことにより、会社への理解を 層深めるだけでなく、社員側にとってもモチベーションの向上につながるなどの効果もあります。

他にも、社外役員からの提案やインプリケーションなどに基づき、取り組みを進めた事例が多々あり、社外役員の監督・ アドバイザリー機能が当社の絶え間ないコーポレート・ガバナンス強化の推進力になっています。

■ 社外役員からの提案などに基づく取り組み事例



社会



社外役員による事業所視察

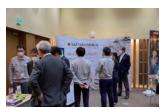
住友化学では社外役員が当社の現状をより一層理解できるよう、国内外の事業所視察を毎年開催することとしています。 2021年度は、国内については10月に大阪および宝塚地区の研究所において実施しました。また、海外については、新型 コロナウイルスの感染拡大の影響で現地訪問が難しいことから、初めての取り組みとして台湾のグループ会社に対してオ ンラインでの視察を行いました。この事業所視察の取り組みについて、社外役員からは、当社事業への理解が深まり大変 有益であるとの意見を受けています。

■ 近年の視察実績

2017年11月	大分工場
2018年 3月	韓国のグループ会社
2018年 9月	愛媛工場
2019年 2月	サウジアラビアのグループ会社
2019年11月	三沢工場
2020年10月	千葉工場
2021年10月	大阪·宝塚地区研究所
2022年 3月	台湾のグループ会社(オンライン視察)



大阪地区研究所の視察 (2021年10月)



宝塚地区研究所の視察 (2021年10月)



台湾のグループ会社のオンライン視察 (2022年3月)

取締役会の実効性評価

2021年度の改善状況・評価

取締役会の実効性に関する評価については、取締役会の構成、運営状況、取締役会における審議や報告の実施状況、業務 執行に対する監督の状況、ならびに任意設置の役員指名委員会、役員報酬委員会の運営の各方面において、各取締役・監 査役に対してアンケートを実施しています。2021年度末の実効性評価では、各方面において毎年着実に改善が図られ、総 じて良好な水準にあることを確認するとともに、今後もプライム上場会社として社会のニーズ・要請に適切に対応してい くべく、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層高める諸施策を柔軟かつ積極的に実施していくことを確認しました。

■ 改善への取り組み

取締役会の審議の充実化については、インフォーマルな懇談会の実施や、社外役員による社内重要会議への参加な どの各種取り組みを実施した結果、取締役会審議が一層活性化されたことを客観データとしても確認することがで きました。また、グループガバナンスのさらなる強化については、買収事業の統合計画の進捗状況や大型起業案件の 報告機会を増やすなど一定の前進が見られています。さらに、ステークホルダーとの対話強化・情報開示の充実に ついては、CDPによる気候変動および水セキュリティのAリスト企業認定や、環境省「ESGファイナンス・アワード・ ジャパン」環境サステナブル企業部門での環境大臣賞(銀賞)の受賞など、着実な成果につながっています。

□ コーポレート・ガバナンス

今後に向けての取り組み

今後も取締役会の実効性を一層高めるべく、以下のような取り組みを継続していきます。

① 取締役会などにおける議論の一層の深化

社内役員・社外役員間の情報の非対称性については、これまでも種々の施策を行ってきましたが、さらなる改善を期す るため、取締役会における説明・報告に際しては、構想段階から成案にいたるまでの主要な検討経緯、判断理由、各種指 摘事項などに関するより包括的な情報提供を行うことにより、取締役会審議の一層の活性化を図っていきます。また、 従来実施している取締役会メンバーによるインフォーマルな懇談会については、議論の活性化に有効であることが客観 データからも明らかになったことを踏まえて、定例化し、中長期的方向性を含む重要経営課題について率直かつ忌憚の ない意見交換を実施することによって、取締役会における経営の方向性についてのより深い議論につなげていきます。 このような施策を積極的に実施することによって、取締役会などにおける議論の一層の深化を図っていきます。

② グループ会社への支援強化

事業のグローバル展開の深化などに伴い、グループ会社の健全な運営の確保がこれまで以上に重要となっていることか ら、グループ会社のモニタリング、またグループ会社への支援・指導の一層の充実を図っていくこととし、その際、グルー プ会社ごとに役割、位置付け、歴史的背景が異なることを踏まえつつ、各社の特性に合ったきめ細やかな対応を実施し ていきます。



親子上場

親子上場に対する考え方

子会社の上場には、子会社において「従業員の士気向上」「採用力の強化」「取引先の信用確保」「業界での発言力」などのメリット があるほか、親会社としても各子会社との連携・協働によるシナジー効果が見込まれます。それらにより、グループ全体の企業 価値の最大化が図れる場合においては、親子上場は一つの有効な選択肢だと考えています。ただし、これらは子会社の自律性 を確保し、少数株主の権利を尊重することを前提としています。

当社グループの国内上場子会社については、当社グループの経営戦略上で重要な役割を担っているため、現時点では売却す ることは考えていません。一方で、完全子会社化については、選択肢の一つとして常に念頭にはありますが、上場メリットが享 受できなくなることに加え、少数株主からの株式取得による資金面での負担が大きいため、優先度は高くありません。したがっ て、これらの上場子会社については、現時点では、総合的に見て親子上場が最適な状態であると考えています。なお、当社と各 子会社の関係性は常にモニタリングしており、当社グループの経営戦略や事業環境の変化などに応じて、適宜、株式の保有関係 を含め見直すこととしています。

■ 上場会社を有する意義

社名	歴史	グループでの位置づけ	シナジー
住友ファーマ	1944年に日本染料製造(株)を合併し、住友化学の医薬品事業としてスタート。 1984年に住友製薬として分社後、2005年に大日本製薬と合併し、大日本住友製薬(現住友ファーマ)が発足。	同社が中核をなす医薬品事業は、農薬事業と並ぶ当社ライフサイエンス事業の柱であり、イノベーションの源泉。現中期経営計画では、「ヘルスケア」を次世代事業の創出加速に向けた重点分野の一つに位置付けており、今後この分野でのイノベーションを見込む。	 当社と同社の研究組織の一部を集約・統合したパイオサイエンス研究所での研究 再生細胞医薬CDMO(同社の再生細胞医薬の知見、当社のCMO事業の知見) セラノスティクス(同社の抗体設計技術、当社の生体メカニズム解析技術、日本メジフィジックスのRI核種技術) 当社事業所構内の立地による品質・生産管理面などでの密接な連携、間接費削減
広栄化学	当社メタノールの最大顧客であった同社との関係構築のため、1951年に資本参加。その後経営危機に陥った同社の再建のため、当社からの役員派遣など連携を強化。	同社の有機合成技術をベースとした 触媒・電子材料などの当社との製造 受委託を通じて、グループのファイン ケミカル分野の事業拡大に貢献。	 新規マルチブラントによるグループでの医薬原体・中間体生産の最適化 電池材料・添加剤などの初期ステージの共同研究 当社工場構内の立地による品質・生産管理面での密接な連携、間接費削減
田岡化学工業	1955年に当社染料事業の強化のため、 同じく染料大手の同社に資本参加。	同社の多様な有機合成技術・多数の マルチプラントを活かした、電子材料・医農薬中間体の当社との製造受 委託を通じて、グループのファインケ ミカル分野の事業拡大に貢献。	同社マルチプラントによる、医農薬中間体の 受託拡大
田中化学研究所	2013年に出資し、車載向け高容量正極材料の共同開発を開始。その後、共同開発が順調に進捗していること、および今後の環境対応車市場の成長とともにリチウムイオン二次電池市場が中長期的に大きく成長すると期待されることを踏まえ、2016年に子会社化。	同社の有する前駆体技術と、当社の 正極材料に関する知見を通じて新規 製品の共同開発を加速させ、グルー プの正極材事業の本格参入・拡大に 貢献。	両社技術の融合による製造プロセスの抜本的合理化、研究開発の効率化当社の資本参加・指導による、労働災害や内部統制面など、経営管理レベルの向上



ーポレート・ガバナンス

実効性のあるガバナンス体制の構築

当社と上場子会社が共同でグループシナジーの最大化に取り組む上で、上場子会社の自律的な意思決定を尊重するとと もに、子会社の少数株主との利益相反を起こさないよう、実効性のあるガバナンス体制の構築に最大限努めています。

上場子会社においては、親会社との取引、役員の指名、役員の報酬などについて、独立的・客観的な立場から適切に監 督を行うため、下記の対応をとっています。

- 十分な人数の独立社外取締役を選出
- 独立社外取締役を構成員の過半数とする役員指名や役員報酬に関する委員会の設置
- 独立社外取締役のみで構成される、親会社との取引等の監視・監督を目的とした委員会の設置および運用

■ 各社における機関設計、独立社外取締役の登用、および任意の委員会などの設置状況

÷1. <i>6</i> 7	₩k 88 = 7. = 1.	取締役会の構成	任意の委員会	会の設置状況
社名	機関設計	社外取締役の割合	役員指名・報酬	親会社との取引等の監視・監督
住友ファーマ	監査役会 設置会社	44%(4名/9名)	指名 報酬	グループ会社間取引 利益相反監督
広栄化学	監査等委員会 設置会社	44%(4名/9名)	指名報酬	グループ会社間取引 利益相反監督
田岡化学工業	監査等委員会 設置会社	33%(4名/12名)	指名報酬	グループ会社間取引 利益相反監督
田中化学研究所	監査等委員会 設置会社	57%(4名/7名)	指名報酬	グループ会社間取引 利益相反監督



政策保有株式

住友化学は、円滑な事業運営、取引関係の維持・強化などを目的として、中長期的な経済合理性や将来の見通しを総合的 に勘案した上で、必要と判断される場合に限り、株式を政策的に保有します。また、毎年、取締役会において、当社が保有 する全ての上場株式について、個別銘柄ごとに中長期的な経済合理性、保有意義を踏まえて保有方針の検証を行ってい ます。その上で、事業環境の変化などにより保有意義が低下したと認められる銘柄に関しては、株価や市場動向などを考 慮した上で適宜売却を行うこととしており、2021年度も前年に引き続き、一部株式の売却を実施しました。

■ 政策保有株式※売却の推移

(億円)

		(,, -,
	2020年度	2021年度
銘柄数	11	4
売却価額	130	73

■ 政策保有株式*の期末残高

(億円)

		(1/6/1 37
	2020年度	2021年度
銘柄数	54	50
貸借対照表計上額の合計額	978	940

※ 非上場株式以外の株式



ーポレート・ガバナンス

■ 役員一覧(2022年7月1日現在)

■ 所有株式数 (2022年3月31日現在) ■ 取締役会 出席回数 (2021年度)

役職/名前

経歴/◆選任理由



代表取締役会長 十倉 雅和

1950年7月10日生 ■ 274,400株 ■ 13/13回(100%)

1974年 当社入社 2003年 執行役員 2006年 常務執行役員

2008年 代表取締役 常務執行役員 2009年 代表取締役 専務執行役員 2011年 代表取締役社長 社長執行役員

2019年 代表取締役会長(現) 2021年

一般社団法人日本経済団体連合会 会長(現)

◆2011年4月から2019年3月までの8年間、取締役社長執行役員を務め、当社の持続的な成長、 企業価値の向上に貢献してきました。2019年4月からは取締役会長として取締役会の運営等 に注力しています。



代表取締役社長 社長執行役員 岩田 圭-

1957年10月11日生 ■ 171,700株 ■ 13/13回 (100%)

1982年 当社入社 2018年 専務執行役員 2010年 執行役員 2018年 代表取締役 専務執行役員 2013年 常務執行役員 2019年 代表取締役社長 社長執行役員(現)

◆入社以来、主に精密化学部門や情報電子化学部門の事業企画に従事するとともに、ベルギーで の海外勤務も経験しました。執行役員に任命されて以後は、企画・管理に加え営業のマネジメン トも経験し、2018年には取締役専務執行役員としてエネルギー・機能材料部門を統括しました。 2019年4月からは取締役社長執行役員として前中期経営計画(2019年4月~2022年3月)を推 進するとともに、現中期経営計画の策定・推進に取り組んでいます。



代表取締役 専務執行役員 竹下 憲昭

1958年7月23日生 ■ 96,100株 **■** 13/13 回 (100%)

1982年 当社入社 2010年 執行役員 2013年 常務執行役員 2016年 ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー副会長 (現)

2017年 代表取締役 常務執行役員 2018年 代表取締役 専務執行役員(現) 現在の担当: エッセンシャルケミカルズ部門、 プラスチック資源循環事業化推進 統括

◆入社以来、主に石油化学部門の事業企画、生産企画などに従事するとともに、シンガポール、サ ウジアラビア(ラービグ計画)での海外勤務も経験しました。執行役員に任命されて以後は、企画・管理に加え営業のマネジメントも経験し、現在は取締役専務執行役員としてエッセンシャル ケミカルズ部門、プラスチック資源循環事業化推進を統括しています。



代表取締役 専務執行役員 松井 正樹

1960年8月3日生 ■ 77,421株 ■ 13/13回(100%)

1985年 当社入社 2013年 執行役員 2017年 常務執行役員

2019年 代表取締役 常務執行役員 2021年 代表取締役 専務執行役員(現) 現在の担当:情報電子化学部門 統括

◆入社以来、主に精密化学部門や情報電子化学部門の事業企画や営業・マーケティングに従事し てきました。光学製品の事業企画を担当していた際には、日本国内のみならず韓国、台湾、中国 における同事業の大幅な拡大に貢献し、現在は取締役専務執行役員として、情報電子化学部門 を統括しています。



代表取締役 専務執行役員 赤堀 金吾

1957年8月2日生 ■ 56,600株 ■ 13/13 回 (100%)

1983年 当社入社 2015年 理事 2016年 執行役員 2018年 常務執行役員

2019年 代表取締役 常務執行役員 2021年 代表取締役 専務執行役員(現) 現在の担当: エネルギー・機能材料部門 統括

◆入社以来、研究開発、生産技術、企画、営業などの幅広い業務に従事するとともに、スイス連邦工 科大学への派遣やアメリカでの海外勤務も経験しました。執行役員に任命されて以後は、新設されたエネルギー・機能材料部門の品質保証室、事業部の担当として同部門の成長・拡大に貢献し、現在は取締役専務執行役員として、エネルギー・機能材料部門を統括しています。



代表取締役 専務執行役員 水戸 信彰

1960年8月4日生 ■ 62,700株 ■ 13/13 回 (100%)

1985年 当社入社 2014年 理事 2015年 執行役員 2018年 常務執行役員

ベーラント バイオサイエンス LLC 会長(現) 2020年 代表取締役 常務執行役員 2021年 代表取締役 専務執行役員(現) 現在の担当:健康・農業関連事業部門 統括

2020年 ベーラント U.S.A. LLC会長(現)

◆入社以来、主に健康・農業関連事業部門の研究開発に従事し、米国カリフォルニア大学デービス 校への派遣も経験しました。執行役員に任命されて以後は、企画部において医薬事業などを担当し、次世代事業の創出などに取り組みました。現在は取締役専務執行役員として、健康・農業 関連事業部門を統括しています。

社会



ーポレート・ガバナンス

■ 所有株式数(2022年3月31日現在)
■ 取締役会 出席回数(2021年度)

役職/名前

経歴/◆選任理由



副社長執行役員 上田 博

1956年8月5日生

■ 136,500株 ■ 13/13回(100%) 1982年 当社入社 2008年 理事

2009年 執行役員 2011年 常務執行役員

2016年 専務執行役員

2016年 代表取締役 専務執行役員

2018年 取締役 専務執行役員

2019年 取締役 副社長執行役員(現)

現在の担当: 技術・研究企画、デジタル革新、生産技術、 生産安全基盤センター、エンジニアリング、 知的財産、レスポンシブルケア、

工業化技術研究所、生物環境科学研究所、

先端材料開発研究所、

バイオサイエンス研究所 統括

◆入社以来、主に製造および工業化研究に従事し、執行役員に任命されて以後は、それらに加えて 事業化推進、事業企画、各工場の安全・環境・衛生関連業務などを担当しました。2016年からは 取締役専務執行役員としてエネルギー・機能材料部門を統括し、現在は取締役副社長執行役員 として、技術・研究企画、デジタル革新、生産技術、エンジニアリング、レスポンシブルケア、全社 共通研究所などを統括しています。

◆入社以来、主に総務、人事などの業務に従事し、執行役員に任命されて以後は、それらに加えて

法務、CSR推進、内部統制・監査、コーポレートコミュニケーション、購買、物流など管理部門を幅広く担当し、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンス体制の整備とその充実化などにも

取り組みました。現在は取締役副社長執行役員として、総務、渉外、法務、人事を統括しています。



取締役 副社長執行役員 新沼宏

1958年3月5日生 ■ 102.900株

■ 13/13回(100%)

1981年 当計入計 2010年 執行役員 2013年 常務執行役員 2018年 専務執行役員 2018年 取締役 専務執行役員 2022年 取締役 副社長執行役員(現)

現在の担当:総務、渉外、法務、人事 統括

社外 取締役 友野 宏

1945年7月13日生

■ 0株 ■ 13/13回(100%) 1971年 住友金属工業株式会社入社

2005年 住友金属工業株式会社代表取締役社長 2012年 新日鐵住金株式会社代表取締役社長 兼 COO

2014年 新日鐵住金株式会社代表取締役副会長 2020年 関西電力株式会社取締役(現) 2015年 新日鐵住金株式会社取締役相談役

2015年 当計取締役(現)

2015年 新日鐵住金株式会社相談役 2016年 日本原燃株式会社取締役(現)

2020年 日本製鉄株式会社社友(現)

事業法人の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社取締役会における経 営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、経営全般を俯瞰したバ ランスのとれた助言、研究・技術・製造分野などの専門性に基づく提言、ならびに適切なリスク テイクの後押しなどが期待できるため。



社外 取締役 伊藤 元重

1951年12月19日生

■ 0株

■ 13/13回(100%)

1993年 東京大学経済学部教授

1996年 東京大学大学院経済学研究科教授 2007年 東京大学大学院経済学研究科長 兼

経済学部長

2015年 東日本旅客鉄道株式会社取締役(現)

2016年 東京大学名誉教授(現)

2016年 学習院大学国際社会科学部教授

2018年 株式会社静岡銀行取締役(現)

2018年 当社取締役(現)

2022年 JX金属株式会社取締役(現) 2022年 はごろもフーズ株式会社取締役(現)

◆長年にわたる大学教授としての経済学などの専門的な知識に加え、政府の各種審議会の委員などを歴任されたことによる経済・社会などに関する豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社



社外 取締役 村木 厚子

1955年12月28日生

■ ()株

■ 13/13回(100%)

1978年 労働省入省

2005年 厚生労働省大臣官房政策評価審議官

らびに高度な専門性に基づいた助言・提言などが期待できるため。

2006年 厚生労働省大臣官房審議官(雇用均

等·児童家庭担当)

2008年 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

2010年 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

2020年 住友林業株式会社代表取締役会長(現)

2012年 厚生労働省社会·援護局長

2013年 厚生労働事務次官

2015年 退官

2016年 伊藤忠商事株式会社取締役(現)

2018年 当社取締役(現)

◆長年にわたって国家公務員として行政に従事してこられたことによる法律や社会などに関する 豊富な経験と幅広い見識および特に人事に関する専門知識を活かした、当社取締役会における 経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督ならびに高度な専門 性に基づいた助言・提言などが期待できるため。

取締役会における経営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督な



社外 取締役

1954年11月12日生

■ 0株 **■** -/-□ (-%) 1978年 住友林業株式会社入社 2010年 住友林業株式会社代表取締役社長 2021年 コニカミノルタ株式会社取締役(現)

2022年 当社取締役(現)

事業法人の経営者として培った豊富な経験と幅広い見識を活かした、当社取締役会における経 営上の重要事項に関する意思決定および業務執行に対する適切な監督、経営全般を俯瞰したバ ランスのとれた助言、グローバルオペレーションやサステナビリティなどの専門性に基づく提言、 ならびに適切なリスクテイクの後押しなどが期待できるため。

社会



コーポレート・ガバナンス

■ 所有株式数(2022年3月31日現在) ■ 取締役会 出席回数(2021年度) ○ 監査役会 出席回数(2021年度)

役職/名前

経歴/◆選任理由



監査役(常勤) 野崎 邦夫

1956年10月29日生 ■ 89 700株 ■ 13/13回 (100%) 〇 14/14回(100%)

1979年 当社入社 2007年 執行役員 2009年 常務執行役員 2014年 専務執行役員 2014年 代表取締役 専務執行役員 2018年 取締役 専務執行役員 2019年 取締役

2019年 監査役(現)

◆入社以来、主に経理、財務の業務に従事し、同分野に関する深い知識と経験を有するとともに 2014年には取締役専務執行役員に就任し、当社の経営に従事してきました。こうした経理、財 務に関する豊富な知識・経験、さらには経営者としての経験と幅広い見識を今後は当社の監査 に活かしていくため。



監査役(常勤) 吉田 裕明

1956年3月2日生 ■ 20,600株 ■ 13/13回 (100%) 〇 14/14回 (100%) 1980年 当社入社 2009年 内部監査 (現内部統制・監査) 部長 2010年 石油化学業務室(現 エッセンシャル ケミカルズ業務室) 部長

2012年 ラービグ計画業務室部長 兼 石油化学業務室部長

2015年 監査役(現)

◆入社以来、企画、法務などの管理部門の業務を経験するとともに、サウジアラビアでの海外勤務 や内部監査部長、石油化学業務室部長に従事してきました。こうした当社業務に対する豊富な 知識と経験を当社の監査に活かしていくため。



社外 監査役 麻生 光洋

1949年6月26日生 ■ 0株 ■ 13/13 回 (100%) 〇 14/14回(100%) 1975年 検事任官 2012年 弁護十登録(現) 2010年 福岡高等検察庁検事長

2013年 当社監査役 (現) 2019年 三井住友トラスト・ホールディングス 2012年 退官 株式会社取締役(現)

◆弁護士ならびに長年にわたる検察官としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立 場から監査にあたっていただくため。



社外 監査役 加藤 義孝

1951年9月17日生 ■ 0株 ■ 12/13回 (92%) 〇 14/14回 (100%) 1978年 公認会計士登録(現) 2008年 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)

2014年 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人)退社 2015年 当社監査役(現) 2015年 三井不動産株式会社監査役(現) 2016年 住友商事株式会社監査役(現)

◆長年にわたる公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から監査 にあたっていただくため。



社外 監査役 米田 道生

1949年6月14日生 ■ 2,000株

■ 13/13回(100%) 〇 14/14回(100%) 1973年 日本銀行入行 1998年 日本銀行札幌支店長

2000年 日本銀行退行 2000年 大阪証券取引所常務理事 2003年 株式会社大阪証券取引所 代表取締役社長

2013年 株式会社日本取引所グループ取締役 兼代表執行役グループCOO、 株式会社東京証券取引所取締役

2015年 退仟

2018年 朝日放送グループホールディングス

株式会社取締役(現)

2018年 当社監査役(現)

2020年 TOYO TIRE株式会社取締役(現)

◆長年にわたって我が国の金融や証券市場の管理に従事してきたことによる産業・社会などに関 する豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただくため。

□ コーポレート・ガバナンス



コーポレート・ガバナンス

役職/名前	担当	役職/名前	担当
専務執行役員 重森 隆志	経営企画、「「推進 統括	執行役員 岩崎 明	エネルギー・機能材料業務室、 エネルギー・機能材料品質保証室 担当
常務執行役員 マーク フェルメ	住友化学アグロヨーロッパ 兼 ール 住友化学ヨーロッパ従事	執行役員羅仁鎬	東友ファインケム従事
常務執行役員 酒多 敬一	住友化学アジア従事	執行役員 中西 輝	情報電子化学業務室、 電子材料事業部 担当
常務執行役員 酒井 基行	無機材料事業部、化成品事業部、機能樹脂事業部、電池部材事業部担当	執行役員 清水 正生	人事部、大阪管理部 担当 人事部長 兼 大阪管理部長
常務執行役員 武内 正治	エッセンシャルケミカルズ業務室、 エッセンシャルケミカルズRC推進 部、基礎原料事業部、工業化学品事 業部、エッセンシャルケミカルズ研究 所 担当	執行役員 藤本 博明	アグロ事業部 担当
常務執行役員 井上 尚之	購買、物流 統括	執行役員 福田 加奈子	住友化学ヨーロッパ従事
常務執行役員 佐々木 啓吾	コーポレートコミュニケーション 、 経理、財務 統括	執行役員 向井 宏好	健康·農業関連事業業務室、 健康·農業関連事業品質保証室 担当
常務執行役員 大野 顕司	サステナビリティ推進、 内部統制・監査 統括、 法務部 担当	執行役員 伊藤 孝徳	生産技術部、生産安全基盤センター レスポンシブルケア部 担当
常務執行役員 長田 伸一郎	愛媛工場 担当 愛媛工場長	執行役員 猪野 善弘	T推進部 担当 T推進部長
常務執行役員 佐々木 義純	プラスチック資源循環事業化推進室、 樹脂関連事業開発部、ポリオレフィン 事業部、自動車材事業部、MMA事業部 担当	執行役員高橋哲夫	エッセンシャルケミカルズ業務室 担 エッセンシャルケミカルズ業務室部
常務執行役員 小坂 伊知郎	エネルギー・機能材料業務室、 エネルギー・機能材料品質保証室 担当	執行役員 平山 知行	総務部、渉外部 担当 渉外部長
常務執行役員 山口 登造	技術・研究企画部、デジタル革新部、 知的財産部、工業化技術研究所、 先端材料開発研究所 担当	執行役員本多聡	情報電子化学業務室、 情報電子化学品質保証室 担当
常務執行役員 村田 弘一	大分工場、三沢工場 担当 大分工場長	執行役員北山威夫	経営企画室 担当 経営企画室長
常務執行役員 荻野 耕一	千葉工場 担当 千葉工場長	執行役員 奥憲章	ラービグ リファイニング アンド ペトロケミカル カンパニー従事
常務執行役員 ファン フェレイ	健康・農業関連事業部門の南米事業 ブラ およびベーラントU.S.A.に関する 業務掌理	執行役員 辻 純平	技術·研究企画部 担当 技術·研究企画部長
常務執行役員 生嶋 伸介	国際アグロ事業部、 アニマルニュートリション事業部 担当	執行役員山内利博	経理部 担当 経理部長

□ コーポレート・ガバナンス



ーポレート・ガバナンス

■ 取締役および監査役の専門性と経験

	企業経営	事業戦略・マーケティング	技術・研究	グローバル	ESG・ サステナビリティ	財務・会計	人事労務	法務・ コンプライアンス・ 内部統制	
取締役									
十倉 雅和	•	•		•					
岩田 圭一		•							
竹下 憲昭		•				•			-
松井 正樹		•				•			
赤堀 金吾		•	•	•					
水戸 信彰		•	•						(知財)
上田 博		•							(IT·DX)
新沼 宏					•		•	•	
友野 宏	•		•		•				
伊藤 元重				•					(国際経済) ● (IT·DX)
村木 厚子					•		•	•	-
市川 晃	•			•	•				
監査役									
野崎 邦夫				•		•			
吉田 裕明		•		•				•	
麻生 光洋		. 		•	•			•	
加藤 義孝		. <u></u>		•		•		•	
米田 道生	•				•				(金融)

(注)上記一覧表は、各人の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに●印をつけている



内部統制システムの整備状況

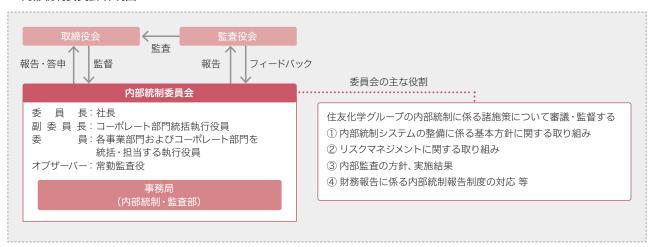
住友化学では、会社法に定める業務の適正を確保するための体制として、取締役会決議にて「内部統制システムの整備に 係る基本方針」を制定しています。

この中で掲げているように、当社は内部統制システムの整備は組織が健全に維持されるための必要なプロセスであり、 かつ、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであるとの考えから、社長を委員長とし、各事業部門およびコーポ レート部門を統括・担当する執行役員を委員として構成している内部統制委員会(年3回定期開催)を設置して、当社グ ループにおける内部統制システムの不断の充実を図っています。

当社は、この内部統制委員会を中核として、前述の基本方針に基づく諸施策を審議するとともに、その実施状況をモニ タリングすることでPDCAサイクルを回し、当社グループにおける内部統制システムが有効に機能するよう、常に事業や 環境の変化に応じた点検・強化を行っています。

なお、当委員会は、当社の業務執行部門から独立した内部統制・監査部が運営しており、オブザーバーとして常勤監査 役が出席しています。また、同委員会の実施内容については、開催の都度、監査役会に報告した上、取締役会にて報告・審 議しています。

■ 内部統制委員会 体制図



内部統制システムの整備に係る基本方針

https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/files/docs/InternalControlSystem_20190329.pdf



適時開示の社内制度

コーポレートコミュニケーション部が主管部署となり、関連部署と連携してタイムリーかつ継続的な情報開示を行ってい ます。金融商品取引法および証券取引所が定める開示規則などに要請される開示事項以外であっても、投資家の投資判 断に影響を与えると思われる情報は積極的に開示するようにしています。また、社会や資本市場との一層の信頼関係構 築に向けた取り組みとして、証券取引所のルールに従い、コーポレート・ガバナンスについての会社の考え方や体制の詳 細を記述した報告書(コーポレート・ガバナンス報告書)、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員の確保の状 況に関する報告書(独立役員届出書)などを作成しています。これらの情報は、日本取引所グループのホームページにおい てご覧いただけます。

コーポレート・ガバナンス報告書

▶ https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/files/docs/governance_report.pdf 「わ

内部監查

住友化学では、内部統制のモニタリング活動の一つとして、監査役監査、会計監査人監査とは別に、当社内に専任の組織 を設置して監査を実施しています。当社およびグループ会社の業務執行に係る事項全般については内部統制・監査部が 内部監査を、化学製品のライフサイクル全般における安全・健康・環境・品質に係る事項についてはレスポンシブルケア部 の専任監査チームがレスポンシブル・ケア監査を、各々必要な連携を取りながら実施しています。

なお、監査にて重要な発見事項があった際には、速やかに業務執行ラインの役員および監査役会へ(経営陣幹部に関す る発見事項があった場合には、監査役会およびコンプライアンス委員会事務局長へ)報告しています。

①内部監査

	監査実施部署	内部統制・監査部	
「業務の有効性と効率性の維持」「財務報告の信頼性の確保」「事業活動に関れ 遵守」などの観点から内部統制が整備・運用され、適切に機能しているか検証			
	監査サイクル	各監査対象単位ごとに、原則2~5年に1度	
	監査結果・改善状況の共有	・内部監査連絡会(年4回定期開催/法務部・人事部・経理部・各事業部門の業務室など、 当社の複数部署と常勤監査役が出席)にて報告・内部統制委員会(年3回定期開催)にて報告	

②レスポンシブル・ケア監査

	監査実施部署	レスポンシブルケア部の専任監査チーム
	化学製品のライフサイクル全般における「安全・健康・環境」の確保、および「品質」の維持 向上に係る内部統制が整備・運用され、適切に機能しているか検証する	
	監査サイクル	各監査対象単位ごとに、原則1~3年に1度
	監査結果・改善状況の共有	・都度、社内報告・レスポンシブル・ケア委員会 (年1回定期開催)にて報告



住友化学では、持続的な成長を実現するため、事業目的の達成を阻害する恐れのあるさまざまなリスクを早期発見し適 切に対応していくとともに、リスクが顕在化した際に迅速かつ適切に対処すべく、リスクマネジメントに関わる体制の整 備・充実に努めています。

リスクマネジメント推進体制

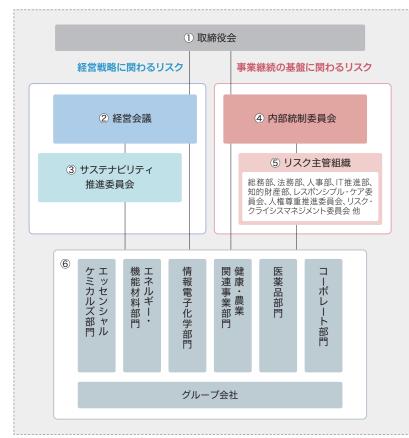
住友化学では、当社グループの各組織がその本来業務の一部として、自らの業務遂行上のリスクを適切に管理するために さまざまな対策を講じています。それに加えて、各種の会議体が連携して、当社グループのリスクマネジメントを推進し ています。

「内部統制委員会」では、グループ全体のリスクマネジメントに関する方針の立案や方針に基づく各組織の取り組みの監 督、リスク情報の収集・評価などを行っています。同委員会では、毎年、グループ全体のリスクマップを作成して経営戦略 および事業継続の基盤に関わるリスクの状況を網羅的に把握するとともに、リスク主管組織と連携し、地震や労働災害、 製品事故など事業継続の基盤に関わる重要なリスクへの対策を、グループ横断的に推進しています。

その一方で「経営会議」では、当社およびグループ会社の経営戦略や、設備投資・投融資をはじめとした経営上の重要事 項 (P28参照)に関して、機会とリスクの双方の観点も含めて、都度、審議しています。 また、「サステナビリティ推進委員会」 では、中長期的な環境・社会問題に関して、機会とリスクの双方の観点で捉えたうえ、当社グループの経営諸活動が社会 と自社のサステナビリティの実現 (P31参照) に寄与するよう、グループの各組織に向けて必要な提言を行っています。

なお、内部統制委員会の実施状況および経営会議で審議した案件のうち重要なものについては、都度、取締役会に報告 および答申しています。

■ リスクマネジメント推進体制図



① 取締役会

内部統制委員会の活動および経営会議で審議し た重要案件を審議・監督することで、リスクマネ ジメントの有効性を確保する。

② 経営会議

グループ各組織の経営戦略、設備投資などの経営 上の重要事項に関して、機会とリスクの双方の観 点も含めて審議する。

③ サステナビリティ推進委員会

中長期的な環境・社会問題に関して、機会とリス クの双方の観点で捉えたうえ、社会と自社のサス テナビリティを実現するため、グループ各組織に 必要な提言を行う。

④ 内部統制委員会

グループ全体のリスクマネジメントに関する方針 などを審議し、この方針に基づく各組織の取り組 みを監督する。事業継続の基盤に関わるリスクの 対策を推進する。

⑤ リスク主管組織

主管するリスクについて、各部署・グループ会社 と連携を取りながら、グループ全体の対応策を立 案・推進する。

⑥ 各部署・グループ会社

リスク管理の推進主体。自部署・自社の事業目的 の達成を阻害するリスクを把握し、対応策を立 案・実施する。



グループ横断的なリスク評価と対策の推進

内部統制委員会を中核とする主な施策の一つとして、当社では毎年度、当社および国内外のグループ会社のうち主要な 約120の組織で、当社が作成したリスクの一覧表を用いて、自組織の事業目的の達成を阻害するおそれのあるリスクにつ いて発生可能性と影響度を評価してリスクマップを作成しています。そして、その結果を集約してグループ全体のリスク マップを作成しています。

当社では、このグループ全体のリスクマップを用いて、内部統制委員会にてグループとして取り組みが必要な重要なリ スクを把握してリスクマネジメントの方針を立案しており、「リスクマネジメントの推進体制 (P80)」に記載しているとお り、各会議体が連携して、当社グループのリスクマネジメントを推進しています。

また、グループの各組織では、自組織のリスクマップをベースとして、グループ全体のリスクマップを参照してリスクの 対応策を検討し、必要に応じて当社の事業部門やリスク主管組織と連携して対策を講じることで、効率的・効果的なリス クマネジメントを行っています。

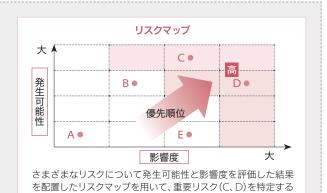
■リスク評価と対策の推進





集約

内部統制委員会にてグループ全体での取り組みが必要な重要 リスクを特定し、グループ横断的に対策を進める



■ リスクの一覧表

グループ横断的なリスク評価のため、当社のリスク主管組織が協力して、当社グループの事業活動を取り巻く、経営 戦略から事業継続の基盤に関わるリスクまで幅広く網羅した一覧表を作成しています。

一覧表のリスクは7つの領域に分類され、各リスクには事例や評価する際の判断基準など詳細な説明を付してい ます。なお、当社グループの事業活動や社会情勢等の変化に応じて、適宜、リスクの追加や事例の見直しなど、必要 な改定を行っています。

領域	一覧表に記載しているリスクの例
事業リスク	原材料・燃料・購入品の供給途絶および急激な価格変動、業界再編、価格競争、技術革新、デジタル革新、 異常気象、基準・規制の変更、需要の急激な変動
政治・社会リスク	GHG問題、プラスチック廃棄物問題、カントリーリスク、テロ、法制度・政策の改変
事故・災害リスク	地震・津波・噴火、台風・竜巻・洪水・氾濫、火災・爆発、製品事故、環境汚染、地盤沈下、電気・ガス・水道等の供給途絶や制約
法令違反・コンプライアンスリスク	贈収賄、癒着、偽装・不祥事・犯罪行為、独禁法違反、外為法違反、知的財産権侵害、インサイダー取引
人事・労務リスク	労働災害、人権問題、メンタルヘルス、ハラスメント、感染症・伝染病の蔓延
情報セキュリティリスク	サイバー攻撃、システム障害、機密漏洩、個人情報漏洩
税・財務リスク	税の透明性、運用資産の変動、金利変動

事業等のリスクに関して

♠ https://www.sumitomo-chem.co.jp/ir/policy/risk_factors/



組織横断的なリスクとクライシスへの対応

大規模災害(地震・風水害など)、パンデミック、国内外の治安悪化(テロ・暴動・戦争など)、その他複数の事業所、部署、 グループ会社にまたがる個別のリスクやクライシス対処方針などを審議するため、「リスク・クライシスマネジメント委員 会」を設置しています。

新型コロナウイルス感染症に関する取り組み

住友化学グループでは、これまで新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、さまざまな取り組みを行ってきました。 今後も社員の安全確保を図った上で、引き続きお客さまへの供給責任を果たしていきます。

社内における感染拡大防止対策

- ●在宅勤務制度の活用
- フレックスタイム制を活用した時差出退勤
- 通勤時・勤務時のマスク着用
- ●オンラインを活用した会議の推奨

地域における感染拡大防止にむけた支援

- 会社施設を地域接種会場として提供
- ●社内の医療関係者を地域接種会場へ派遣
- ●職域接種の実施

新型コロナウイルスに関する住友化学グループのこれまでの取り組み

♠ https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/covid19_response/

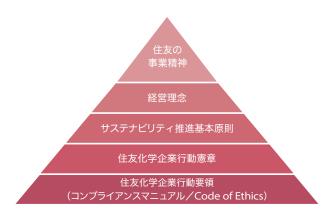


基本方針

住友化学グループでは、コンプライアンスを企業経営の根幹と位置づけ、事業活動を行っている世界各国において、諸法 令だけでなく、企業倫理の遵守を徹底するための活動に注力しています。コンプライアンス重視の精神は会社創業から今 日に至るまで脈々と受け継がれ、その姿勢は従業員が守るべき行動規準として住友化学企業行動憲章に具体化され、また 日々のコンプライアンス活動のバックボーンとなっています。特に昨今、企業が社会的責任を果たすことが従来以上に期 待される中、グローバル化した当社グループの事業活動におけるコンプライアンスの徹底をさらに深化させるべく、住友 化学グループはトップマネジメントによる強いリーダーシップのもとで、グループー丸となってコンプライアンス活動をさ らに推進しています。

住友の事業精神や経営理念を支える住友化学企業行動憲章および住友化学企業行動要領

住友化学では、住友の事業精神、経営理念およびサステナビリティ推進基本原則を支えるものとして、住友化学企業行動 憲章 (P15参照)を定めています。 また、企業行動憲章をより具体化し、従業員に分かりやすく説明するために、住友化学 企業行動要領(以下、コンプライアンスマニュアル)を社則として制定し、従業員に配布しています。



住友化学企業行動憲章

https://www.sumitomo-chem.co.jp/company/principles/charter/

コンプライアンスマニュアル

https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/compliance/rules_society/

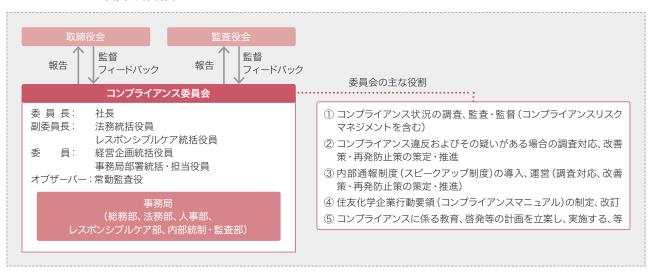


住友化学グループ コンプライアンス体制

(1)コンプライアンス委員会

住友化学は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、最低年1回(必要があれば随時)開催しています。そ の委員会で議論された内容は、取締役会および監査役会に報告されフィードバックを受けています。同委員会はグローバ ルな視点から、住友化学グループ全体でのコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスを徹底するための体制の 確立・運営について、各事業部門および国内外のグループ各社に対して指導・支援しています。

■ コンプライアンス委員会 体制図



(2) 実効性を重視したグループコンプライアンス体制 ("Think globally, Manage regionally, Act locally")

事業のグローバル化が深化するにつれ、各国、各社の状況に即したコンプライアンス体制のきめ細かい運営が一層重要と なることから、主要な事業地域に地域法務・コンプライアンス統括 (Regional Legal and Compliance Office (RLCO)) を設置し、各社個別の具体的な課題やニーズを把握し、必要とする施策の立案・実施、コンプライアンス体制の構築およ び運営などについて協働するとともに、支援・指導しています。

■ 住友化学グループコンプライアンス体制



□ コンプライアンス

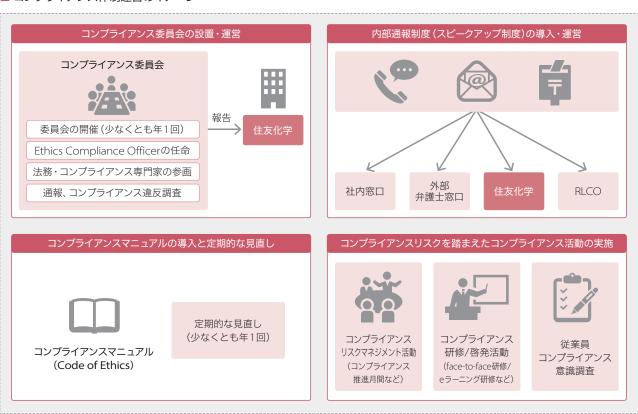


(3) 当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の導入およびその運営

住友化学グループ全体でコンプライアンスを徹底するためには、住友化学およびグループ各社がそれぞれコンプライアン ス体制を確立し、運営することが重要です。そのような観点から、基準となるコンプライアンス体制および活動を示した 住友化学グループコンプライアンス標準を制定しています。住友化学およびグループ各社は、これに従い、主に以下の取 り組みを行っています。

- ① コンプライアンス委員会の設置・運営(通報対応、コンプライアンス違反調査対応を含む)
- ② コンプライアンスマニュアルの導入と定期的な見直し
- ③ 内部通報制度(スピークアップ制度)の導入・運営
- ④ コンプライアンスリスクを踏まえたコンプライアンス活動(啓発、研修)の実施など

■ コンプライアンス体制運営のイメージ





内部通報制度(スピークアップ制度)

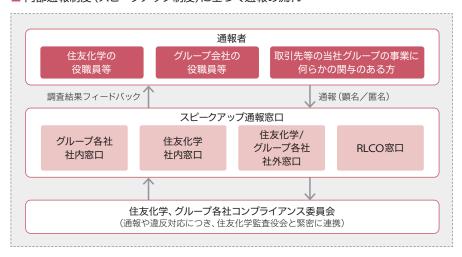
(1) 通報制度はコンプライアンス徹底の鍵

住友化学グループでは、コンプライアンス違反の早期発見・未然防止を図るため、コンプライアンス違反またはそのおそれ を知った場合に、直接コンプライアンス委員会または社外の弁護士等に通報できる、いわゆる内部通報制度(当社ではス ピークアップ制度という)を導入しています。当社の役職員(契約社員などを含む)の他、役職員の家族、グループ会社の 役職員とその家族、当社およびグループ会社の退職者ならびに当社グループの事業に何らかの関与のあるすべての方々 (取引先など)がこのスピークアップ制度を利用できます。

さらに、より確実に情報提供してもらえるよう、①グループ各社のコンプライアンス委員会、②RLCO、③住友化学本体 のコンプライアンス委員会および④同委員会が指定した社外弁護士等、それぞれにおいて、通報を受け付けるスピーク アップ通報窓口を設け、通報者が最も適切と考える通報先を選ぶことができるよう体制を整備しています。また、匿名で の通報であっても、通報を受領し、対応しています。

(注)欧州連合地域内における事態に関する通報については、同地域あるいは域内各国の個別の諸法令を遵守して対応している

■ 内部通報制度 (スピークアップ制度)に基づく通報の流れ



(2) 社外監査役を含めた監査役会による指導・監督

住友化学およびグループ会社のコンプライアンス委員会に寄せられたスピークアップ通報およびコンプライアンス違反案 件については、ガバナンスの観点からも重要なものであることから、監査役会に定期的に、また重要なものについてはそ の都度、こうした案件を報告し、指導・監督を受けています。なお、2022年6月施行の改正公益通報者保護法に基づき経 営幹部に関する通報対応の独立性をより強化するため、経営幹部に関する通報については、監査役会のみに報告し、監査 役会の助言およびモニタリングを受けながら通報対応業務を行うこととしております。

(3) 内部通報制度 (スピークアップ制度)の利用を促進するために

住友化学グループでは、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、ま た誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として解雇、配転、差別などの不利益を受けることがないこと、 また、自ら行ったコンプライアンス違反について自主的に会社に報告・通報し、かつコンプライアンス委員会の調査に協力 した場合、本来受けるべき懲戒処分の減免がありうること(社内リニエンシー)をコンプライアンスマニュアルで明示し、従 業員に周知しています。さらに、スピークアップ制度が真に有効に機能するよう、従業員に対し、このような秘密保持、不 利益取扱禁止および社内リニエンシーについて研修、社内報などを通じて周知を図るとともに、制度の利用状況について 情報共有するなどして、利用を検討する従業員に、通報しても不利益がないことを理解してもらえる工夫をしています。

環谙

□ コンプライアンス

(4) 最近の通報制度運用実績

通報制度の利用促進の取り組みの結果、2021年度、住友化学およびグループ各社(当社持株比率50%超の上場会社を含 む)のコンプライアンス委員会に寄せられた通報は、全体として190件となり、前年度に比べ55件の増加となりました。 いずれの通報についても、迅速かつ慎重な調査が実施され、コンプライアンス違反や、違反の温床になりかねないような 事態が発見された場合には、必要な是正措置などが確実に実施されています。また、かかる是正措置については、必要に 応じてグループ全体で共有し、各社で同種の問題が発生することのないよう徹底しています。

■ 通報件数(住友化学グループ*)

	2019年度	2020年度	2021年度
件数	151	135	190
IT女X		135	190

[※] 当社持株比率50%超の上場会社を含む

(5)「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」の登録取得

住友化学は、2021年12月11日付けで、消費者庁の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制 度)」(WCMS認証)の登録を更新しました。



WCMS認証登録を通じて、内部通報制度(スピークアップ制度)の信頼性をさらに高めると ともに、引き続きコンプライアンス体制の強化に取り組み、当社グループの持続的な発展につ なげていきます。

コンプライアンス違反時の対応

住友化学およびグループ会社では、役職員がコンプライアンス違反またはそのおそれのある事案を発見した場合に、直ち に関係部署ならびにコンプライアンス委員会へ報告することとしています。報告後、直ちに調査対応がなされるほか、コ ンプライアンス違反が発見された場合には、是正措置および再発防止策が策定され、当該部署だけでなく住友化学グルー プ全体にも横展開され、再発防止を徹底しています。また、内部統制・監査部およびレスポンシブルケア部は、コンプライ アンスの視点からの監査も行っています。この監査により、コンプライアンス違反が発見された場合には、その都度直ち に是正を行うこととなっています。2021年度については、住友化学グループの事業継続に関わる重大なコンプライアン ス違反の発生はありませんでした。

■ 2021年度 コンプライアンス違反件数 (住友化学グループ*)

内容	件数
重大なコンプライアンス違反件数	0
各国競争法の重大な違反	0
腐敗に関する法令の重大な違反	0
上記以外の社会経済分野に関する法令の重大な違反	0

[※] 当社持株比率50%の上場会社を含む



住友化学グループにおける主なコンプライアンス活動実績

(1)コンプライアンス委員会の開催状況

住友化学およびグループ会社では、コンプライアンス委員会を設置し、定期的(少なくとも年1回)、または随時に開催す ることとしています。住友化学では、2022年4月21日にコンプライアンス委員会を開催しました。また、その結果につい て、取締役会および監査役会に報告し、フィードバックを受けています。

(2)コンプライアンスマニュアルの見直しおよび改訂

住友化学およびグループ会社では、コンプライアンスマニュアル見直しの検討を定期的(少なくとも年1回)に実施するこ ととしており、検討の結果、見直しの必要があれば直ちに改訂を行っています。住友化学では、コンプライアンスマニュア ルの見直しを関係部署にて行い、その結果を踏まえて、2022年4月に改訂を行いました。

コンプライアンスマニュアル

https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/compliance/rules_society/

(3)コンプライアンス推進活動

①コンプライアンスリスクマネジメント活動(コンプライアンス推進月間など)

住友化学および一部のグループ会社では、毎年10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、製造、研究、営業、間接の各部 門の全ての職場の全員が参加・議論をして、各職場で発生しうるコンプライアンスリスクの洗い出し、リスクに対する具 体的な発生予防策の検討・立案、さらに既に発生予防策が策定されている場合には、その再点検を実施しています。この 活動を継続的に実施することで、各職場における具体的なコンプライアンスリスクの低減とともに、従業員一人ひとりの 意識向上に役立てていきます。

2021年度の推進月間では、「自部署の手続で起こりがちな不適切事例」を検討必須項目とし、全ての部署で重要リスク を洗い出し、またその発生予防策の立案を行いました。各部から提出された報告書については、外部弁護士を加えた評価 チームにて客観的な評価を行い、評価結果の良い部署およびその取り組みを社内で共有し、さらなるレベルの向上を図っ ています。

■ これまでのコンプライアンス推進月間における検討必須項目一覧

実施年度	検討必須項目		
2016	偽装		
2017	癒着、ハラスメント		
2018	秘密情報の漏えい、会社資産の管理		
2019	業法の遵守		
2020	新型コロナウイルスの流行に伴う環境変化		
2021	自部署の手続で起こりがちな不適切事例		

②コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底のためには、個人のコンプライアンス意識を高める必要があることから、継続的な教育の実施を 重視しており、住友化学およびグループ各社の経営幹部対象の研修、昇進時の階層別研修を実施しています。また、個別、 各論をテーマにしたface-to-faceの研修やeラーニング研修も実施しています。2021年度については、住友化学全従業 員(約7,200人)を対象にしたコンプライアンスeラーニング研修を実施し、全ての従業員が受講しました。また、国内外グ ループ会社においてもコンプライアンス研修を実施しています。



■ 2021年度 コンプライアンス研修実施状況

	実施状況
住友化学	コンプライアンスeラーニング研修(営業秘密の漏えい防止、インサイダー取引防止、スピークアップ制度を含む):受講率100%(全ての事業所、部門にて実施)
住友化学グループ*	(その他、昇進時研修、腐敗防止・品質・安全・物流・情報セキュリティ等に関する個別研修を対象者に対して実施済) コンプライアンスに関する研修を受けた従業員の割合(受講率) 国内グループ会社の受講率:94.1% 海外グループ会社の受講率:72.5%

[※] 住友化学は含まず

③ 従業員コンプライアンス意識調査

以上のコンプライアンス活動および研修等の効果を測るため、住友化学および国内外のグループ会社では従業員コンプラ イアンス意識調査を定期的に実施しています。2019年度に、住友化学では第6回目の従業員コンプライアンス意識調査 を実施しました。さらに、2019年度から2021年度にかけて国内外グループ会社(37社)においても、同様の従業員コン プライアンス意識調査を実施し、住友化学とグループ会社の比較やグループ会社間の比較による分析を行い、グループ各 社におけるさらなるコンプライアンス向上に向けた課題発見および対策立案につなげています。

(4) 人権尊重、腐敗防止に向けた取り組み

住友化学グループでは、特に近年、人権尊重に関する取り組み(P165参照)、贈収賄や業者との癒着等の腐敗防止施策を 通じたサプライチェーン全体の健全性維持に関する取り組み(P93参照)を強化しています。

(5) 競争法遵守に向けた取り組み

住友化学では、競争法遵守の徹底のため、取締役会・監査役会の指導・監督のもと、住友化学グループ全体での競争法遵 守体制の構築・運営を担う、独禁法遵守・贈収賄防止委員会(委員長: 社長)を設置しています。また、住友化学では、「独 占禁止法遵守マニュアル」を導入し、国内外のグループ会社においても同マニュアルを導入のうえ、このマニュアルを利用 した研修も積極的に実施しています。

このほか、事業部門に属する役職員と競争事業者との接触を原則として禁止し、業務上必要不可欠な場合のみ、例外的 に、事前に許可を与えた場合に限り接触を許すという制度(同業者面談伺い制度)を導入しています。また、製品の販売価 格は、常に独自の判断に基づき自主的に決定されなければなりません。当社はこれを実践するため、当社製品の販売価格 や価格フォーミュラを一律改定等する場合には価格審議委員会を開催し、同委員会における厳正な審議を経て改定等を 決定しています。

■ 競争法に関する研修状況(周知等啓発活動含む)

	実施状況				
住友化学	対象となる事業所、事業部門にて実施済(計26回実施/2018年度以降累計)				
住友化学グループ*1	国内グループ会社*2:66.7% 海外グループ会社*2:80.0%				

^{※1} 住友化学は含まず

^{※2} 実施した会社の割合



(6) コンプライアンス監査

当社各部門およびグループ各社におけるコンプライアンス体制の運営や活動などが適切に実施されていることを監査す ることも重要であることから、内部統制・監査部やレスポンシブルケア部によりコンプライアンス監査が実施されていま す(レスポンシブルケア部による監査の詳細については、P101参照)。 コンプライアンス監査で発見された事項について は、適切に是正措置を講じています。

住友化学グループ コンプライアンス活動方針(2022年度)

住友化学グループ全体での「コンプライアンスの徹底と安全・安定操業の継続」を基本方針の一つとする中期経営計画 のもと、

- スピークアップ・コンプライアンス違反調査への適切な対応
- コンプライアンス教育・啓発活動
- コンプライアンス監査

など、これまでのコンプライアンス推進活動をグループ全体で着実に実践していくほか、グループコンプライアンスの更な る強化、公益通報者保護法改正への確実な対応、グループ会社や関連部署との連携強化、SDGs/ESG等の新しい潮流へ の対応にも重点的に取り組むことで、当社グループコンプライアンス体制の運用を強化・拡充し、その実効性をさらに高 めていきます。

■ 2022年度 住友化学グループ コンプライアンス活動目標

項目	2022年度の目標	2021年度の実績	2020年度の実績	2019年度の実績
内部通報 (スピークアップ通報)	通報1件あたり、従業員数に ついて前年度比100%を維持(226人/通)	226人/通	316人/通	280人/通
コンプライアンス研修	95%のグループ会社において、コンプライアンス研修を 実施	住友化学*1: 100% 国内グループ会社*2: 91.1% 海外グループ会社*2: 82.0%	住友化学*1: 100% 国内グループ会社*2: 95.7% 海外グループ会社*2: 93.9%	住友化学*1: 100% 国内グループ会社*2: 97.4% 海外グループ会社*2: 83.6%

^{※1} 受講率(従業員の割合)

今後に向けて

住友化学コンプライアンス委員会、RLCOおよびグループ各社は、住友化学グループコンプライアンス基本方針の実施を 通じて、グローバル企業としてコーポレートシチズンシップの責任を果たしていきます。

^{※2} 実施した会社の割合

社会



基本方針

企業活動のグローバル化の進展に伴い、国際取引における公正な競争の確保がますます重要になっています。このことか ら、米国の海外腐敗行為防止法や英国の贈収賄防止法の強化に見られるとおり、贈収賄などの腐敗行為を防止すべきと の認識が国際的に高まり、法規制の厳格化が進んでいます。かかる状況のもと、住友化学は公務員への賄賂、過剰な接待 や贈答品の授受、癒着、横領、背任などのあらゆる形態の腐敗行為の防止をコンプライアンス徹底における最重要課題の 一つとして位置づけています。そして、腐敗リスクに適切に対応できる社内体制を充実させることにより、その発生を未 然に防止するなど、健全な経営環境を確保することに注力しています。

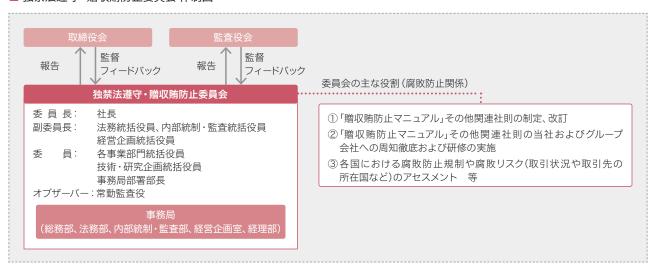
独禁法遵守 · 贈収賄防止委員会

住友化学では、腐敗防止の徹底のため、取締役会・監査役会の指導・監督のもと、住友化学グループ全体での腐敗防止体 制の構築・運営を担う、独禁法遵守・贈収賄防止委員会(委員長: 社長)を設置しています。

同委員会は、社長自らのメッセージで、役職員による公務員への贈賄および役職員による収賄行為(過剰な接待や贈答 品の授受、癒着、横領、背任)など、あらゆる形態の腐敗行為禁止についての方針およびコミットメントを示しています。 さらに、腐敗防止に関する詳細なルールを記載した「贈収賄防止マニュアル」を制定し、国内外のグループ各社への展開、 社内イントラネットへの掲示、定期的な研修などを実施することで、当社およびグループ会社の役職員に遵守を徹底して います。

また、各国における腐敗防止規制や腐敗リスク(取引状況や取引先の所在国など)のアセスメントを実施し、その結果を 踏まえ、腐敗防止確保に関する方針や強化策を決定し、当社を含むグループ各社に展開し、運用しています。

■ 独禁法遵守·贈収賄防止委員会 体制図





■ 贈収賄防止マニュアル(要旨)

第1章 基本原則

- 1. 贈賄行為の禁止 政府関係者のほか民間の取引先等も含めた第三者に対する贈賄行為の禁止を規定
- 2. 収賄行為の禁止 収賄行為の禁止を規定。また、賄賂はもちろんのこと、第三者に対する贈答、接待等の要求の 禁止を規定
- 3. 過剰な贈答品、接待の授受の禁止 過剰なまたは当社の評判を損ねるおそれのある贈答、接待の禁止を規定

第2章 政府関係者への贈賄禁止

政府関係者に対するあらゆる形式での不当な利益の供与が贈賄となりうること等を規定。さら に、政府関係者への接待・贈答が禁止される状況、政府関係者の工場等への招聘時の手続き、寄 付・政治献金に関する手続き、現地法の確認・遵守を規定

第3章 ビジネスパートナー新規起用・継続起用に際しての遵守事項

当社の業務に関連して政府関係者と接触する可能性のあるエージェント、ディストリビューター、 コンサルタント等(「ビジネスパートナー」)の新規・継続起用時のデュー・ディリジェンス実施、対 価の相当性の確保、ビジネスパートナーとの契約締結等の手続き等を規定

第4章 適正な記録の作成・保持

接待、贈答、ビジネスパートナーへの支払い等に関する適切かつ正確な記録の作成・保持義務を 規定

第5章 遵守状況のモニタリング

社内各部での遵守徹底、内部統制・監査部による監査、独禁法遵守・贈収賄防止委員会による 取組等を規定。加えて、当社の役職員による違反行為 (そのおそれを含む) 認知時の報告義務を 規定

第6章 違反時の措置

本マニュアルの違反が懲戒対象であることを規定



サプライチェーン全体での取り組み

住友化学グループは、腐敗防止を当社グループのサプライチェーン全体で達成するために、エージェント、コンサルタント、 ディストリビューターなどのビジネスパートナーには、新規起用時や契約更新時、ビジネスミーティングなどの際に、定期 的に腐敗防止に関する当社の方針について研修を実施するなど周知徹底しています。そして、これを遵守することにつ いて宣誓を受けています。また、起用や更新の度に、デュー・ディリジェンス手続きとして、ビジネスパートナーに会社概 要や過去の腐敗問題の有無などについて書面での回答を求め、その回答をもとに腐敗リスクのアセスメントを実施して います。さらに、公共入札取引や開発途上国など腐敗リスクが高い案件におけるビジネスパートナーの起用時には、上記 に加え、外部専門家によるビジネスパートナーへの実地インタビューなどを含む、より精緻なリスクアセスメントを行って います。アセスメントの結果、腐敗リスクがあると判断された場合は、ビジネスパートナーへ腐敗防止に関する啓発活動を 行うとともに、ビジネスパートナーにおける腐敗防止体制の強化などの是正策の実施を要請し、当社グループもこれを支 援します(是正策の実施が拒否された場合、またはアセスメントの過程で腐敗行為が強く懸念される場合は、そのビジネ スパートナーを起用しません)。

その他の施策

以上の施策のほかにも、接待や贈答の授受に関する社内規則の運用、各種の決裁手続きや支払手続きの厳正な運用など を通じて腐敗行為の防止に取り組んでいます。

また、腐敗行為またはそのおそれといった事態を早期に把握し、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期に是正す るため、ビジネスパートナーや取引先など、当社の事業に何らかの関与がある全ての方々が利用可能な内部通報制度(ス ピークアップ制度。匿名通報可能)を設置し運用しています。さらに、グループ役職員およびビジネスパートナーや取引先 などにこの制度の活用について周知しています。

腐敗行為が確認された役職員については、社内規則に照らした上で懲戒の対象となり、ビジネスパートナーや取引先に ついては、その是正を求めるとともに、取引中止などの措置を取ります。

今後に向けて

住友化学グループは、贈収賄をはじめとするあらゆる腐敗を防止するために、今後もサプライチェーン全体でさまざまな 取り組みを積極的に進めていきます。



基本的な考え方

住友化学グループは、納税を企業が果たすべき最も基本的かつ重要な社会的責任の一つと考えており、各国にて適用さ れる税法を遵守し、その精神を尊重した適切な納税を行っています。

当社グループは、タックスヘイブン(租税回避地)と呼ばれる、無税あるいは低税率の国または地域の過度な税金優遇制 度を利用することが各国における適正な税金納付を阻害すると理解しており、租税回避を目的としたタックスヘイブン の利用はせず、事業を実施している国や地域において適切な納税を行うことで、それらの国や地域の経済発展に貢献し ます。

住友化学グループは、税の透明性の確保、税務コンプライアンス向上のため、「住友化学グループ税務方針」を定めて います。

住友化学グループ税務方針

住友化学グループは、約400年続く住友の事業精神を継承し、事業を通じて広く社会に貢献していくという理念のもと、幅広 い国・地域において事業活動を行っています。住友化学グループは、納税を企業が果たすべき最も基本的かつ重要な社会的 責任の一つと認識しており、以下の基本方針に従って、各国・地域にて適用される税法を遵守し、その精神を尊重した適切な 納税を行うことにより、様々なステークホルダーとの信頼関係を構築し、各国・地域の経済発展に貢献して参りたいと考えて おります。

法令遵守

住友化学グループは、事業活動を行う全ての国・地域において適用される税務関連法令を遵守し、適切な申告・納税を行います。

税務戦略

住友化学グループは、事業活動から生じるキャッシュフローを向上させるための各種税務プランニングを検討・実行しますが、 これらは事業実態に基づいて各国の法令に準拠したものであり、租税回避を目的とした税務プランニングは行いません。

タックスヘイブンへの取組

住友化学グループは、タックスヘイブン(租税回避地)と呼ばれる、無税あるいは低税率の国又は地域の過度な税金優遇制度 を利用することが各国における適正な税金納付を阻害すると理解しています。住友化学グループは租税回避を目的とした タックスヘイブンの利用は行わず、事業を実施している国や地域において適切な納税を行い、それらの国や地域の経済発展 に貢献したいと考えております。

移転価格への取組

住友化学グループは、国外関連者との取引にあたっては各国・地域において適正な納税額となるために、OECD移転価格ガイ ドラインに従ってグループ会社間の取引価格を独立企業間原則に基づき設定しております。また、各グループ会社の機能、資 産及びリスクの分析等に基づき、その貢献に応じた適切な利益配分となっていることを定期的に評価するとともに、税務関 連法令等に従い移転価格文書の整備に努めています。

不明確な税務ポジションの対応

住友化学グループは、グローバルに事業活動を行っており、様々な取引形態があることに加え、年々複雑化していく税制にお いて、課税関係や税務ポジションが不明確な案件が生じる場合があります。このような案件に対しては、外部の専門家への相 談や税務当局への事前照会制度を活用するなど、慎重な判断を行い税務リスクを最小化することに努めます。

税務当局との関係

住友化学グループは、各国・地域において適正な税務申告・納税を行うとともに、税務当局の要請に誠実に対応することによ り税務当局と良好な関係を構築・維持することに努めます。



マネジメント体制

税務コンプライアンスと税の透明性確保に向けた取り組みを高いレベルで実行するために「住友化学グループ税務方針」 を制定するとともに、国内外のグループ会社にも共有しています。事業展開する各国・地域の税法を遵守し、適切に納税 を行うことを徹底しています。

また、税務問題や税務戦略のうち重要なものについては、定期的に行なわれている経営会議や取締役会で報告されて います。

リスクマネジメント

https://www.sumitomo-chem.co.jp/sustainability/governance/risk/

目標・実績

■ 法人所得税納税額(住友化学グループ)

(億円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
納税額	287	502	487	544	683



レスポンシブル・ケア

基本的な考え方

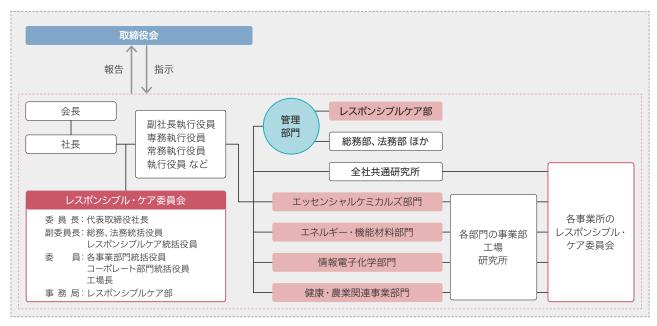
レスポンシブル・ケア(RC)とは、化学製品の開発から製造・物流・使用・最終消費を経て廃棄に至るライフサイクルにおい て、「安全・健康・環境」を確保すること、製造する化学製品の品質の維持・向上を図ること、そしてこれらの活動について、 対話を進めることで社会からの信頼を深めていくことを目指す、化学産業の事業者による自主的な取り組みです。

住友化学グループは、レスポンシブル・ケア活動を経営の最も重要な柱の一つと位置づけ、「安全をすべてに優先させる」 という基本理念のもと、「労働安全衛生」、「保安防災」、「環境保全」、「気候変動対応」、「プロダクトスチュワードシップ・製 品安全・品質保証」、「レスポンシブル・ケア監査」、「物流」の分野ごとに目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいます。

マネジメント体制

住友化学のレスポンシブル・ケア活動の審議・承認機関である「レスポンシブル・ケア委員会」は、レスポンシブル・ケア委 員長(代表取締役社長)のもとに、社内の4事業部門および管理部門の統括・担当役員、各工場の工場長により構成されて おり、年度方針や中期計画、具体的施策の策定や、実績に関する分析および評価などを行っています。そして、同委員会 の実施内容を取締役会へ適宜報告し、取締役会より必要な指示を受けることで、業務執行や監督機能などの充実を図っ ています。

■ レスポンシブル・ケア体制



方針・目標

レスポンシブル・ケア (安全、健康、環境、品質) 基本方針

住友化学は、事業活動のあらゆる段階において安全・健康・環境・品質に関して最優先に取り組む事項を「レスポンシブル・ ケア(安全、健康、環境、品質)基本方針」として定め、当社の事業運営の基盤とするとともに、グループ会社にもこの方針 を伝え、住友化学グループ全体に周知徹底を図っています。

当社は、「サステナビリティ推進基本原則」、「住友化学企業行動憲章」に則り、当社グループが、社会の信頼を得て、 社会の持続可能な発展に貢献すると共に自らの持続的な成長を実現するため、安全、健康、環境、品質に関し、当社 グループ会社と共に以下の事項を最優先事項として取り組む。

- 1. 「安全をすべてに優先させる」ことを基本に、無事故・無災害の達成による安全・安定操業を継続する。
- 2. リスクに基づき、労働安全衛生、保安防災などの安全に関するパフォーマンス、及び、自社の設備・プロセス・技 術に関わるセキュリティの継続的改善に努め、従業員や地域社会を含むステークホルダーの安全を確保する。
- 3. サプライチェーン全般にわたって化学品の安全性とプロダクト・スチュワードシップの継続的改善を促進し、化学 品管理システムを強化することにより、製品のライフサイクルにわたる環境と人々の健康・安全の確保に努める。
- 4. 開発から廃棄に至る製品の全ライフサイクルにわたって、環境パフォーマンスの継続的改善を行い、環境保護に 努めるとともに、気候変動等の問題解決に取り組む。
- 5. 顧客が満足しかつ安心して使用できる品質の製品とサービスを提供する。
- 6. 国内外の法令・規準を遵守することはもとより、自主的な取り組みによりベストプラクティスの実践に努める。
- 7. 社会の関心と期待に応え、説明責任を果たすため、情報の公表と対話を行う。
- 8. パフォーマンスの改善やビジネスチャンスの拡大により、さらには社会課題に対して革新的技術やその他のソ リューションを開発、提供することにより、社会の持続的発展に貢献する。

2020年4月1日制定

(注)「安全、環境、品質の基本方針」(1994年4月制定)、「レスポンシブル・ケア活動方針」(1995年1月制定)を統合し、制定



レスポンシブル・ケア活動の推進

住友化学では、レスポンシブル・ケアに関する方針・目標などをグループ全体で共有し、レスポンシブル・ケア中期計画の 基本方針である「事業活動の基盤である無事故・無災害による安定操業の確保」に取り組むとともに、製品のライフサイ クル全般における「安全・健康・環境」の確保、そして製造する化学製品の品質の維持・向上に努めています。

	中期計画(2022-2024年度)
労働安全衛生	・各職場における安全文化や安全基盤のレベル測定を進め、継続的に改善を図る。・DXの活用や国際標準に準拠した安全衛生活動を推進することなどにより、コロナ禍による社会構造の変化や多様で柔軟な働き方を選択する新たな社会に対応する。
保安防災	・最先端技術の導入による管理技術の向上、高度な保安人材の育成、設備管理および施工管理の徹底を通じた安全基盤の強化を図る。・自然災害の激甚化やテロなどの新たな脅威への対応を強化する。
環境保全	・環境関係法規の徹底順守と、継続的な環境負荷の低減を推進する。・さらに、水リスクや生物多様性など新たな課題にも対応しながら、社会的評価の維持・向上に資する環境 関連非財務情報の開示に積極的に取り組む。
気候変動対応	・SBT(Science Based Targets) 目標達成に向けた具体的方策の策定と実施、さらにはSBT1.5°C目標への 更新にも取り組む。 ・Sumika Sustainable Solutions は、新たな2024年目標達成に向け、事業部との連携を深める。
プロダクトスチュワードシップ・ 製品安全・品質保証	・人材維持、資格制度の導入などボトムアップを着実に行いつつ、リスクに応じた対応を、化学品総合管理システム(SuCCESS)を含む当社システムの活用により取り組む。 ・品質問題の発生防止と失敗による損失を減らすため、リスク管理による未然防止活動を推進するとともに品質文化の醸成およびDX推進により業務品質の向上を図る。
レスポンシブル・ケア監査	・監査を通じ、レスポンシブル・ケアマネジメントシステムとその運用の継続的改善と関係法令遵守の徹底を 図る。
物流	・物流安全品質事故の削減に取り組む。

(注)各分野の重点活動と取り組み実績は、次章以降の詳細ページに掲載

現在、欧州・米州・中国・アジア大洋州の地域統括会社にレスポンシブルケア専任者を配置し、地域に根ざしたレスポン シブル・ケア活動を展開しています。2016年からは、グループ全拠点における安全確保の取り組みとして、グループ共通 の「安全グラウンドルール」を定め、全グループ従業員へ周知し、労働災害撲滅に取り組むとともにグループ全体の安全活 動の一層のレベルアップを図っています。そして、地域の安全・環境保全に努めるとともに、このような取り組みを近隣 の皆さまに説明し、対話を進めることで、相互理解を深めていくように努めています。

また、国内外のグループ会社のレスポンシブルケア担当者が参加する定期会合や、地域統括会社、各生産拠点における 研修や訓練を通じて、レスポンシブル・ケアの理念を実践できる人づくりを継続して行っています。さらに、レスポンシブ ル・ケア関連トピックスや類似災害防止のためのグループ内の事故・災害情報などを掲載したニュースレターの発信、グ ループ会社の優れた活動の表彰 (RC Award) などのさまざまな活動を推進しています。

今後に向けて

気候変動問題への対応、循環型社会の形成、生物多様性への配慮など、地球規模の課題が山積する中で、化学産業に携わ る私たちにとって、事業を継続する大前提となるのが、社会からの信頼です。お客さま、地域の皆さま、従業員と一緒に発 展していけるように、これからもグループー体となってレスポンシブル・ケア活動を推進していきます。



エコ・ファーストの約束

住友化学は、環境省が進める「エコ・ファースト制度」において、2008年11月に総合化学企業で初めて「エコ・ファースト 企業」として認定されました。

2021年11月には、環境保全に関する新たな取り組みを反映して3度目の更新を行った「エコ・ファーストの約束」につ いて環境大臣に宣言し、本約束に基づく取り組みを進めています。



結果 ○ 順調 / ● おおむね順調

カーボンニュートラル社会の実現

2050年カーボンニュートラル実現に向けたグランドデザイン策定

・2021年12月に、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、取り組み方針や活動目標をはじめとするグランドデザインを策定しまし た。住友化学グループ*1として、温室効果ガス(GHG)排出量を2013年度比で2030年までに50%削減、2050年までにカーボンニュー トラルの実現を目指します。当社は、2030年までの削減目標を50%に引き上げたことに伴い、「2.0℃を十分に下回る水準 (Well-below 2.0°C)」**2でScience Based Targets (SBT) **3イニシアチブの認定を改めて取得しました。当社グループのGHG排出量をゼロに近づけ る「責務」と当社グループの製品・技術を通じた世界のGHG削減への「貢献」の両面からGHG排出量の削減を加速させます。

低炭素な燃料への転換や省エネなどの推進

・愛媛地区において石炭・重油からLNGへの燃料転換、千葉地区において石油コークスからLNGへの燃料転換を実施予定であり、これに よりそれぞれ年間約65万トン、約24万トンのCO2削減を見込んでいます。また、クリーンアンモニアの活用の検討を開始しました。

Sumika Sustainable Solutions推進

・地球温暖化対策や環境負荷低減に資する製品・技術等を社内認定する取り組みである"Sumika Sustainable Solutions"を推進してい ます。これまでに合計66製品・技術が認定され、これらの売上総額は6,212億円(2021年度連結)であり順次、GHG削減効果を把握し ていきます。

プラスチック資源循環の実現とプラスチック廃棄物の問題解決

プラスチックのマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルの社会実装

- ・製造プロセスに使用するプラスチック再生資源の量をKPIとして設定し、2030年までに年間20万トンを目指します。
- ・マテリアルリサイクルについては、2021年6月から、金属や自動車、家電などを扱う総合リサイクル企業であるリバーホールディングス株 式会社と良質なプラスチック資源の回収と有効利用を目的に業務提携に向けた検討を開始しています。ケミカルリサイクルについては、 2022年2月に、廃プラスチックやアルコール類からの化学品製造技術に関する4テーマがグリーンイノベーション基金事業**に採択され、 これまで以上に技術開発を加速させています。

社会貢献活動の実施および各種アライアンスへの参画

- ・2020年度以降、住友化学グループの全役職員を対象にプラスチック資源循環の基本に関するオリジナルの教育動画を展開するなど、プ ラスチック資源循環に関する諸課題を「自分事」として捉えることができるような教育・啓発を継続しています。また、各事業拠点にお いてごみの分別収集に日々取り組んでいます。加えて2021年度には、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底のうえ、国内15の事業 拠点のうち9拠点において、延べ40回、事業所周辺地域の清掃や近隣河川・海岸清掃などの社会貢献活動を実施しました。
- ・プラスチック廃棄物問題の解決に取り組む国際アライアンスであるAlliance to End Plastic Waste (AEPW)、海洋プラスチックごみ問 題の解決に取り組む日本国内のアライアンスであるJapan Clean Ocean Material Alliance (CLOMA)への参画を通じて、プラスチッ クのバリューチェーンに携わる他者と連携しながら、世界に散在するプラスチック廃棄物高排出国におけるごみ収集インフラの整備事 業など、個社では対応が難しい広範な社会的課題への対応にも取り組んでいます。

化学物質管理とリスクコミュニケーション

製品の安全性再評価、リスク評価の実施

・これまでに810件の製品のリスク評価を終了し、58物質の安全性要約書を公開しています。 (https://www.jcia-bigdr.jp/jcia-bigdr/material/icca_material_list)

「LRI※5」への取り組み

・日本化学工業協会のLRI研究事業に、運営委員会の委員および研究戦略企画部会のメンバーとして積極的に参画し、研究推進を図りました。 さらに、IRIとの連携も深いマイクロプラスチックタスクフォースにも参画して、意見具申を行っています。

情報公開およびコミュニケーションの充実

・ウェブサイト、住友化学レポート、サステナビリティ データブック、環境・安全レポート(全工場)、地域広報紙などの発行、出前授業、イン ターンシップ、周辺地域の方々との対話などを実施しました。

※1 当社および国内外の連結子会社を対象

- ※2 パリ協定で示された世界共通の長期目標。産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑制することを規定するとともに、1.5°Cまでへの抑制に向けた努 力の継続に言及するもの
- ※3 パリ協定を実現するため、企業が科学に基づき設定した高水準なGHG排出削減目標
- ※4 2050年のカーボンニュートラル実現に向け、経済産業省がNEDOに2兆円の基金を造成し、野心的な目標にコミットする企業などに対して、10年間に わたり、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する事業
- 化学物質が人の健康や環境に及ぼす影響に関する研究の長期的支援活動



〈レスポンシブル・ケア監査(RC監査)〉 基本的な考え方

レスポンシブル・ケア監査(RC監査)とは、安全と環境を守り、製品安全・品質を維持向上する活動が正しく行われている ことを、チェックして問題点があれば改善を促す仕組みです。

住友化学グループにおけるレスポンシブル・ケアグローバルマネジメントを進めていく上で、RC監査活動は、事業遂行 上の業務およびその管理・監督の状況をコンプライアンス、有効性と効率性、財務報告の信頼性の観点から検討・評価し、 改善・合理化の助言・提案を行うことにより、コンプライアンス違反、不正または錯誤の発生を予防し、会社財産の保全お よび業務効率の向上を図り、当社およびグループ会社の経営の改善と内部統制システムの構築、維持、改善に資する機能 を果たしています(レスポンシブル・ケア監査規程)。その機能は、以下の4ステップアプローチになります。

第1ステップ:経営理念を共有する

第2ステップ:レスポンシブル・ケア(安全、健康、環境、品質)基本方針、レスポンシブル・ケアマネジメントシステム、

レスポンシブル・ケア業務標準の理解を促し共有する

第3ステップ: グループ各社にて最適なレスポンシブル・ケアマネジメントシステムを構築する

第4ステップ:RC 監査を受けることで、レスポンシブル・ケア活動の方向修正やレベル合わせを行う

上記のステップを通じたFace to Faceのコミュニケーションの中で、グループ各社の規模や業態、特性に応じたレスポ ンシブル・ケアマネジメント構築を支援しています。このようなRC監査の中で構築されたグループ会社との信頼関係が、 グループ各社のさまざまな課題解決のための個別支援や活発な意見交換などに活かされています。



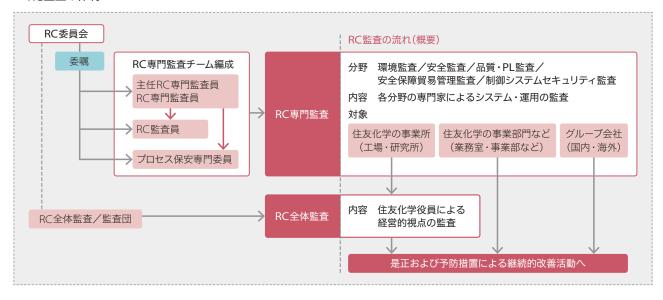
マネジメント体制

住友化学には専任のRC監査組織があります。レスポンシブル・ケアに関する知識・経験と監査技術を備えたレスポンシブ ルケア部担当役員の委嘱を受けた専任の監査員が、毎年度レスポンシブル・ケア委員会 (RC委員会)に承認を受けたRC監 査方針およびRC監査計画に基づき、社内はもとより、国内外のグループ会社(監査対象とすべきと判断される連結経営 会社および要請を受けたグループ経営会社、上場グループ会社(その子会社も含む))を直接訪問して監査を実施していま す。ただし、2020年度と同様、2021年度はコロナ禍により現地を訪問できない状況が発生したため、リモートでの監査 を実施しました。さらに、社内事業所(工場・研究所)に対しては、RC監査での重要な指摘について、是正・予防処置の進 め方、およびレスポンシブル・ケア活動概況と重要課題をレスポンシブルケア部担当役員が編成した監査団に報告し、議 論する経営的視点の監査も実施しています。

対象と周期

原則として住友化学の工場・事業部門は1年ないし2年、国内外のグループ会社は3年です。

■ RC監査の体制





目標・実績

■ RC監査実績(住友化学グループ)

事業所等		2019年度	2020年度	2021年度
	工場・研究所	10	9	10
専門監査*1	独立研究所	3	0	2
	物流中継所	0	0	0
	事業部門	5	4	4
	国内グループ会社	18	11	16*3
	海外グループ会社	9	2	6*3
全体監査※2	工場・研究所、独立研究所	7	5	8
合計		52	31	46

- (注) P102「RC監査の体制」参照
- ※1 各分野の専門家によるシステム・運用の監査
- ※2 住友化学役員による経営的視点の監査
- ※3 監査対象となる会社は国内31社(54事業所)、海外33社(38事業所)。国内ではリモートでの対応を含め 計画通り実施。海外は現地訪問を重視しているため、リモートで6件実施した以外は延期。

■ 2021年度 事業所・事業部門の専門監査における指摘件数(住友化学)

指摘区分	事業所 (工場・研究所)	事業部門(本社事業部)	合計
評価できる事項	10	0	10
改善が必要な事項	49	9	58
検討を要する事項	73	9	82
合計	132	18	150

今後に向けて

引き続き、コンプライアンス違反、不正または錯誤発生の予防と住友化学およびグループ会社の経営の改善と内部統制シ ステムの構築・維持・改善を目指します。



サイバーセキュリティ

基本的な考え方

ITを活用することで業務の生産性向上、事業の競争力確保、新たなビジネスモデルの創出を追求するデジタル革新が加速 している一方、在宅勤務機会の増加やサイバー攻撃の巧妙化など情報システムに関するさまざまな影響が増加していま す。サイバーセキュリティの目的は、情報、情報システムおよび情報通信ネットワークを正しく管理し、漏えいや紛失を未 然防止するとともに、セキュリティインシデント発生時に影響を最小限に抑えることです。そのため、組織的・制度的・人 的・技術的・物理的な切り口から多面的に対策を講じています。

マネジメント体制

住友化学では、情報システムセキュリティおよび制御システムセキュリティについて以下の体制を構築して、PDCAサイク ルを実施しています。

■ 情報システム・制御システム セキュリティ体制



□ サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティ

目標・実績

組織の情報セキュリティの枠組みの国際規格であるISMS(Information Security Management System)の考え方に 準じ、セキュリティポリシーを定め必要な対策を実施しています。

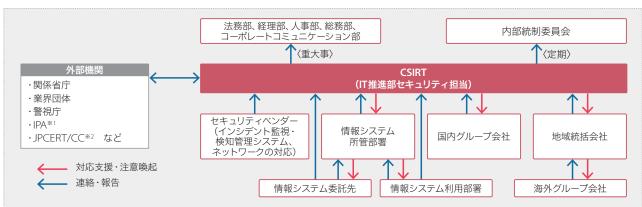
以下のような多面的なセキュリティ対策(多層防御と減災)を基本的な考え方としています。

対策分類	対策内容	
組織的対策	情報システムセキュリティ/制御システムセキュリティ対応体制構築・セキュリティインシデントに備え、事前に組織内外との情報共有体制を構築	
制度的対策	・グループ会社を含めてセキュリティに関する標準、基準文書を制定・グループ会社を含めて定期的に「「セキュリティ自己点検、「「セキュリティ内部監査を実施	
人的対策	・eラーニングシステムなどを利用したセキュリティ定期教育を実施・注意喚起やセキュリティインシデント対応演習を実施	
技術的対策	サーバやパソコンなど個々のコンピュータやネットワークについて、アクセス制御対策、マルウエア対策、脆弱性対策などを実施	
物理的対策	入退室管理などの対策が完備されたクラウドサービスの利用	

取り組み事例

情報システムセキュリティ主管部署 (IT推進部) 内にCSIRT (Computer Security Incident Response Team)を設置し、 外部機関からのセキュリティ情報の分析、当社グループ内への注意喚起や当社グループ内で発生したセキュリティインシ デント情報を収集し、対応を全体管理しています。

■ セキュリティインシデント対応体制



- ※1 IPA:独立行政法人 情報処理推進機構
- **2 JPCERT/CC: Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center

今後に向けて

住友化学は、重要インフラ事業者の一員として、サイバーセキュリティを経営問題と捉え、ますます高まるサイバーセキュ リティにとっての脅威に対応していきます。システムセキュリティ対策を適切に講じることにより、事業のグローバル展開 を支え、国際社会が抱える課題の解決や人々のQuality of Lifeの向上に向け、さらなる価値創造を進めていきます。